

令和8年3月5日

令和8年第1回岬町議会定例会

第2日会議録

令和8年第1回（3月）岬町議会定例会第2日会議録

○令和8年3月5日（木）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり10名であります。

1番 大里 武智	2番 欠 員	3番 欠 員
4番 中 原 晶	5番 竹 原 伸 晃	6番 奥 野 学
7番 道 工 晴 久	8番 谷 地 泰 平	9番 谷 崎 整 史
10番 出 口 実	11番 瀧 見 明 彦	12番 坂 原 正 勝

欠席議員 0名、欠 員 2名、傍 聴 10名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	まちづくり戦略室 企画政策推進監	寺 田 武 司	
副 町 長 中 口 守 可	まちづくり戦略室理事 (企画地方創生担当)	新 堀 満	
副 町 長 上 田 隆	まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長	寺 田 晃 久	
教 育 長 古 橋 重 和	総務部 理事 兼 総務課長	南 大 介	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川 端 慎 也	総務部 理事 兼財産改革部理事	谷 卓 哉
総務部長 会計管理者	西 啓 介	しあわせ創造部総括理事	辻 里 光 則
財政改革部長	内 山 弘 幸	しあわせ創造部理事 (保健センター担当) 兼保健センター所長	川 井 里 香
しあわせ創造部長	松 井 清 幸	都市整備部理事 (建築担当) 兼 建 築 課 長	佐々木 信 行

都市整備部長	小坂雅彦	都市整備部総括理事 (産業観光促進・ 新たなみさき公園担当)	吉田一誠
教育次長 兼指導課長	松井文代	都市整備部理事 (新たなみさき公園担当) 兼産業観光促進課長 (観光推進担当)	新保太基
まちづくり戦略室理事 (秘書・政策推進担当) 兼町長公室(秘書担当)課長 兼企画政策推進担当(政策推進担当)課長 まちづくり戦略室理事 (人事担当)	川島大樹 廣田尚司	教育委員会事務局理事 (生涯学習担当) 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	岩田圭介

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長	松本啓子	議会事務局係長	池田雄哉
--------	------	---------	------

○会期

令和8年3月4日～3月26日(23日)

○会議録署名議員

5番 竹原 伸晃 6番 奥野 学

議事日程

日程第 1	一般質問
日程第 2 議案第 5号	議案第5号 令和7年度岬町一般会計補正予算(第1次)
日程第 3 議案第 6号	令和7年度岬町介護保険特別会計補正予算(第4次)
日程第 4 議案第 7号	令和8年度岬町一般会計予算について
日程第 5 議案第 8号	令和8年度岬町国民健康保険特別会計予算について
日程第 6 議案第 9号	令和8年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 7 議案第10号	令和8年度岬町介護保険特別会計予算について
日程第 8 議案第11号	令和8年度岬町淡輪財産区特別会計予算について

日程第 9	議案第 12号	令和8年度岬町深日財産区特別会計予算について
日程第 10	議案第 13号	令和8年度岬町多奈川財産区特別会計予算について
日程第 11	議案第 14号	令和8年度岬町下水道事業会計予算について
日程第 12	議案第 15号	岬町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第 13	議案第 16号	非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 改正について
日程第 14	議案第 17号	岬町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 15	議案第 18号	岬町介護保険条例の一部改正について
日程第 16	議案第 19号	岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

(午前10時00分 開会)

○坂原正勝議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和8年第1回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は10名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下、関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

最初に、理事者から資料に関して一部訂正があるとの申し出がありますので、これを許可します。

財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 令和8年2月25日に配布させていただきました、「令和8年度大阪府泉南郡岬町当初予算（案）説明資料」の修正につきましてご説明させていただきます。

お配りしている資料の4ページをご覧ください。

「施策体系別主要事業一覧」の上から3項目の「障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定事業」の内容の説明欄で、第3期障害児福祉計画と記載しておりましたが、正しくは第4期障害児福祉計画となります。修正をお願いしたいと思います。直前の資料の差替えとなりましたことをおわび申し上げます。

今後はこのようなことがないように細心の注意を図ってまいりたいと考えております。

○坂原正勝議長 では、そのように各議員、修正をお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

定例会1日目に引き続き、順位に従いまして質問を許可します。

なお、登壇者については、発言が聞き取りにくいとの意見がありますので、マスクを外した上で発言することといたしますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

谷崎整史君。

○谷崎整史議員 大阪維新の会 岬町議員団代表 谷崎でございます。議長の許可を得まして質問をいたします。

質問に関しましては、5項目大きくございます。みさき公園事業、多奈川第二発電所等の多奈川発電所問題、合併浄化槽の問題および保育完全無償化、遊休地空き地の管理の5点でございま

す。

まず初めに、みさき公園事業について質問を申し上げます。2月1日の事業契約管理契約の解約以降の状況はどのようになっているか、まず伺いたいと思います。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、新保太基君。

○新保都市整備部理事 谷崎議員のご質問にお答えします。

本町は、令和8年2月2日付けで、（仮称）新たなみさき公園整備運営等事業、事業契約の解除および指定管理者の指定の取消について通知を事業者に対して送付の上、契約解除をいたしました。この通知書では、事業契約第49条および第50条の規定に基づき、事業者の債務不履行により契約目的が達成できないことが明白であることが確認されたことを解除理由として、令和8年2月1日付けで事業契約を解除するとともに、あわせて、同日付けで事業者を町立みさき公園の指定管理者とする指定も事業契約第38条第2項の規定に基づき、当該指定を取り消す内容としております。

また、事業者に対する園内駐車場を対象にした公園施設の設置許可につきましても、今般の事業契約の契約解除によって、本事業の事業者としての資格喪失と、指定管理者としての指定を取り消したことなどから、当該設置許可の前提条件を欠く状況となったため、この設置許可につきましても、都市公園法に基づき取消いたしました。

あわせて、この許可取消に伴い、事業者には公園施設を原状回復の上、速やかに引き渡すよう通知しております。

次に、議会や住民の皆様への周知等の状況についてでございます。

契約解除後の令和8年2月5日に開催した全員協議会では、議会議員の皆様へ、令和8年2月19日に開催された自治会長連合会の会議では、田代町長が役員の皆様に対して状況を説明し、今般の事業契約解除という重い決断を行った経緯を説明するとともに、このような事態に至った要因の分析などを踏まえ、速やかに町立みさき公園の再生に向けて取り組むことにより、住民の皆様への期待に改めて応える方針などを明らかにいたしました。

さらに、住民の皆様へは、令和8年3月1日付けの回覧により、本町が事業契約を解除したことに加え、公募により新たなみさき公園整備運営事業者が決定するまでの間は、本町が公園管理者として町立みさき公園の維持管理および運営を行うこと、引き続き、駅前広場エリアについてはご利用いただけること、駐車場エリアについては、直営運営に向けた準備を進めるため一時閉鎖することなど、今後の管理運営に関する基本的な対応方針をお知らせいたしております。

あわせて、町の公式ホームページや公式LINEでも広く周知に努めているところでございます。

次に、今後の町立みさき公園の維持管理に要する経費などについてでございます。

今般の契約解除に伴い、本町が公園管理者として、みさき公園の維持管理を行うことから、これに要する維持管理経費につきましては、令和8年度当初予算案に計上し、今定例会に提案させていただきます。

最後に、事業者との契約解除に伴う必要な協議につきましては、今のところ事業者からは具体的な動きがない状況でございます。しかしながら、事業契約第48条では、契約の終了日までに発生し、契約の終了日に未履行の義務については、その履行が完了するまで引き続き法的拘束力を有する旨が定められております。本町といたしましては、この規定に基づき、事業者に対し、速やかな原状回復等に向けた協議に応じるよう、引き続き必要な調整を進めているところでございます。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 いろいろ経緯があったと思いますが、速やかな移行が望ましいと思います。原状回復と申しておりますが、移管されるべきところは移管されて、その手続も十分進めていただきたいと思います。

まずこの問題は、事業者の能力の問題もあったと思います。かつ、公園事業では成り立たないのではないかなど。一般的に言うとなかなかペイしないと、そういう面もあるのではないかなどというふうを考えております。

そういうことを踏まえまして、現在みさき公園と一緒に非常に大きな事業になる可能性もございまして、阪南市から岬町にかけての里海公園および岬町の海洋センターヨットハーバーと、大阪府の委託整備構想、これは現在、委託業者は分かれているのを一括したいという構想が府議団のほうでございまして、将来的にはみさき公園も協議して、協調して進めるべき課題であるのではないかなど考えております。

つまり、片や里海公園側のほうで何らかの事業計画があつて、またみさき公園のほうでは別の計画が進んでいると、お互い事業はどういうことになるか分からない手探りの状態であるというよりも、大阪府の協議をとということも望ましいのではないかな。一つの例としては泉南市では、地域未来投資促進法を使ったような事業も進んでいると聞きます。それは大阪府のほうから持ちかけられたとも聞いております。やはり大規模な業者を呼ぶには、みさき公園、里海等見極めて事

業調整し、協議をし、あくまで岬町は岬町として、権利を持ったままで協業を取り組むべきではないかということで、大阪府との連携について、町の考え方を伺いたいと思います。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、新保太基君。

○新保都市整備部理事 谷崎議員のご質問にお答えします。

せんなん里海公園などの大阪府所管施設と本町のみさき公園が面的な広がりを持った観光拠点として形成されることは、町の活性化の観点からも望ましい姿であると考えております。

現在、大阪府では、本町から阪南市にかけてのせんなん里海公園や青少年海洋センター、淡輪ヨットハーバー等の再整備に向けた取組を進めていることは承知しております。

また、せんなん里海公園の次期指定管理者に関する担当者会議には、大阪府、本町、阪南市が参加しております。

また、町立みさき公園の再整備に向けては、2月5日の全員協議会でもご説明したとおり、一般の事業契約解除に至った要因や課題について整理を加えながら、町立みさき公園に民間事業者等の資金やノウハウを活用した都市公園の整備管理を推進することにより、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の魅力や質の向上、公園利用者の利便性の向上を図ることが期待できる新たな官民連携による事業実施方針を取りまとめの上、速やかに新たな民間事業者の公募手続を行う方針を考えております。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 2月1日以降の経緯と、現在の大阪府との関係もちよっと伺ったんですが、次に、みさき公園そのもの自体で、みさき公園の南海からの移譲に当たりましては、南海電鉄との協定がございました。南海電鉄との協定では、みさき公園事業撤退に伴う基本協定書、これの第3条、この中のただし書に、公園として利用するとあるんですけど、ただし書に、公共または公益上の必要性が生じた場合の協議が記されております。南海と協議すると。つまり、公園に限らずとも使える公共または公益上の必要性が生じた場合の利用方法についても、逃げ条項じゃないですけど、ただし書があるということになりますね。

かつ、みさき公園は既に近隣商業地域として町の中核的な位置付けになっております。もともと第二種住居専用地域から50年ぶりに町に戻った段階で、改正して近隣商業地域とされております。つまり何が問題かという、公園としては成り立たないし、事業規模が大きいのが必要だということとすると、都市公園法の網があると、前回、前々回でも申し上げましたが、都市公園を移動できる方法はないのかとかそういうことをごさいますて、この近隣商業地域の有効利用に

ついて再度事務方にも確認したいと思います。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、新保太基君。

○新保都市整備部理事 谷崎議員のご質問にお答えします。

南海電鉄のみさき公園の管理運営事業からの撤退の際、本町は引き続き都市公園として管理運営する方針の下、この実現に資するため、また、公園管理者としての権限強化のために必要とする公園用地の無償譲渡に向け、南海電鉄と協議を重ねた結果、令和2年3月に、みさき公園事業撤退に伴う基本協定書を締結いたしました。

また、この協定書締結に当たっては、地方自治法第96条第1項第9号の規定に基づき、無償譲渡を受ける土地を本町が都市公園の用に供し管理運営することを条件とする。すなわち、負担付寄附を受けることに該当するとの判断の基に、本議会での議決をいただいた上で締結した経緯がございます。

この協定書第3条において、町は無償譲渡を受けた土地を都市公園の用に供するものとし、他の用途への転用ないし、第三者への譲渡、賃貸をしてはならないと規定しております。

こうした中、議員ご指摘の同協定書第3条ただし書では、公共または公益上の必要性が生じた場合等については、甲乙協議の上、この限りでないとして規定されておりますが、このただし書の趣旨といたしましては、無償譲渡を受けた土地は、原則として都市公園の用に供するが、都市公園以外の公共事業、例えば、幹線道路や災害関連避難施設の新設など、住民にとって不可欠な公共事業の用に供するなど、真にやむを得ない理由により当該土地を供することも将来発生する可能性を否定することができないことから、このただし書を加えたものであることをご理解いただきたいと存じます。

また、みさき公園用地につきましては、これまでのご答弁でも申し上げておりますとおり、令和5年5月に都市計画法に定める用途地域を第二種住居地域から近隣商業地域へと変更いたしました。

この変更の趣旨は、みさき公園およびその周辺をまちのにぎわいの中核拠点とする既存の土地利用方針をより一層充実させ、商業、業務および住居などの都市機能の誘導と集積を図るための土地利用を可能とすることといたしましたが、本町は町立みさき公園を都市公園として存続させる方針に変わりがないことから、引き続き都市公園法が適用されます。

議員ご承知のとおり、都市公園内に設置可能な建築物は、都市公園法に規定された公園施設に限定されることをご賢察いただきますよう、お願いいたします。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 負担付寄附ということで都市公園に限定するとただし書がございますが、それはこういう内容だということで、それは南海との協定でございます。

まず、初めから申し上げましたように、やはり府と協議をして何らかの大規模な話を進めるべきではないかと。いろんな法令がございますし、府議団のほうでは、特区とかそういうことを構想として考えていたらどうだというふうな話も出ております。ただ、そのときにみさき公園が別物では駄目だと、里海と一体的な整備が必要ではないかという物の見方でございます。また、南海との協定につきましては、南海との2者間の協議でございまして、この都市公園法の維持につきましても、ただし書の拡大、あるいはその解釈によりまして改定していくべき方向に進むべきではないかと考えております。

なぜかという、公園ではペイしないと、事業が成り立たないということですね。まずもって、かつ近隣商業地域に指定してるということは、やはりここで公租公課を生むと、それは町の運営として大事なことだと思います。進出する関係者に対して事業収益を上げていただければ上げていただいて、たとえ事業収益がなくても公租公課を生む物件ができましたら発生しますので、町の収益を確保すると、この方向につきましては、このただし書の公共公益のところを南海と再度協議して、やはり幹線鉄道の停車するみさき公園の土地を一意的な優位性を利用して、どのように開発するか、積極的に考えていくのが町の運営方針としては一番大事なことではないかと思えます。いかに公租公課を上げていくか。いかに事業者あるいは町の収入を確保していくかと、そういうことについてこの南海との二者の間の協議をどのように今後改訂していくか、あるいはどのように南海と協議していくか、あるいはできれば南海電鉄自体も事業に組み込んでいくと、南海不動産ですか今、不動産会社になったと聞いておりますけども、そういうことが大事な方針であって、府と協業をしてより大きな事業体系をつくっていただきたいなと思うんですが、町長はこの意見についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○坂原正勝議長 田代町長。

○田代町長 谷崎議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、みさき公園の事業者との契約解除については、担当のほうから説明のあったとおりでありますので、ご了承願いたいと思います。

それで2点目の大阪府が計画をしている、里海公園並びに他の里海公園内のいろんな計画等についてお話を今されたんですけども、私どももそれについては参加させていただいて、いろいろ

内容については精査してはいますが、みさき公園のことについては全く私は別問題だと思っております。

これは、先ほど谷崎議員のほうから話がありましたとおり、南海と協定を結んでおります。と申しますのは、やはり南海としては公園事業から撤退をするということから町に何とか存続してほしいという中での話を進めさせていただきました。その中で一番大事なことは、やはり土地の問題がネックになって、新たなみさき公園を継続してやっていくとしても、底地が私有地、つまり南海さんの土地であっては安定的な公園運営ができないということから、どうしても私のほうから岬町に無償譲渡していただきたいと、そうでなければ公園を存続する業者が不安定な状況でやっぱりやっていかなきゃならないというやはり問題があつて、最終的には南海さんのほうも了解をされました。しかしその中で、やはり特急停車の問題もあつて、どうしても南海さんの主張は、公園を何らかの形で存続をしてほしいという強い要望がございました。その代わり私のほうは、存続する代わりに特急を、そこを止めるように、要するに現状どおり止めるようにいろいろな条件を出した中で、最終的には、今後公共事業をどうしてもやらない需要が出てきた場合には、南海さんとしてはお互いに協議しましょうということを一筆入れさせていただいております。

そういったことから今おっしゃる大阪府が計画をする里海公園の全体計画の中に、みさき公園を入れてやるっていうことについては、いささか大阪府さんとしては私は勇み足ではないのかなと思っております。私自身はこのことを知ったのは、谷崎議員からも話を聞かせてもらったし、担当からはそういったみさき公園を入れての一体計画とは聞いておりません。そういった中で、やはりそういった大阪府がビジョンを立てるとするならば、やはり我が町にもしっかりとトップに声をかけていただいて、今、岬町が行っておる公園計画について整合性が保てるのか、競合するのか、そういったことも含めて協議すべきでなかったのかなとそのように思います。

今日冒頭にこの質問をいただきましたけれども、私はみさき公園は、岬町の大事なシンボルでもありますので、これをやっぱりなくすことのないように、私は一体計画には今のところそういった考え方はございません。やはり岬町として町のシンボルであったみさき公園の再生、あくまで新たなみさき公園を計画をし存続をさせていきたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 なかなか理解がしにくいところですけども、来る打診が遅いとか、府のほうにまたご連絡をさせていただきますけども、要は、公共公益の場合は協議するというのは、民間から

言う、土地を無償で渡すから、縛りですね、ほかに譲渡しないでくれと、そういうことで。ただ、南海にも利益が発生する、やはり事業団の一員として南海を入れて共に開発していくという姿勢が必要ではないかなと私は思っております。

特に、特急停車駅であり交通至便のところでございますので、十分そういうことはお分かりだと思っておりますが、公共公益、あるいはまず、都市公園に指定されることによって、その面積分の地方交付税が交付されると、算入されるという話も聞いております。そんなものは葛城修験道とか、和泉山脈を持っているからいいんですね。みさき公園である必要はないんです。以前に聞いた話では、都市公園の住民1人当たりの必要面積の7.1倍ぐらいの面積、岬町の中においては、住民1人当たり目的としての面積が7.1倍の公園があると、そんな土地は要らないんですよ、岬町では。だから府と協議をして、より大きな事業体が呼べるように、岬町としての権利はきちんと土地は持つておくと、それは大事です。ただ、中身を検討を十分進めていただきたいなと思います。公租公課が生まれるようにして、野原の公園ではなしに、野原の公園であってもいいんですけど、その周辺で事業収益が得れるような利用の仕方を検討いただきたいと思います。

○坂原正勝議長 田代町長。

○田代町長 ご質問にお答えさせていただきます。みさき公園が収益が上がらないから収益の上がる採算性の取れる大阪府の計画する事業に参加してほしいという内容であると思います。私はそう思ってません。この岬町の貴重な財産なんですよ。この財産はやっぱり町民の皆さんがより有効に活用できる、そして町外の皆さんもこの町へ来ていただいて活性化を図っていく、そのことが一番大事であると思っております。

大阪維新の会の先ほどの質問でありますと、維新の会の提案の中で、そこを岬町のみさき公園も巻き込んでやっていくっていうのは、何も私はあかんと言うてるわけじゃない。それなりの協議が必要であったのではなかったのか。そのときあったとしても私は今の考え方をちゃんと伝えさせていただいております。せんだって大阪府のほうからおいでになったときに、きちっと今申し上げた内容を伝えておりますので、ご理解をしていただけたら、公園が収益が上がらない単なる野原という言い方はあれなんですけど、私は自然公園として言わば今後手を加えていけば、すばらしい公園になっていくとそのように思っておりますので、ご理解していただきたいというふうに思います。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 引き続き協議に乗っていただきまして、住民の利益を図るようお願いしたいと

思います。

次に多奈川第二発電所と、また第一も含めまして、跡地の事業誘致について伺いたいと思います。

発電所跡地の大規模誘致はどういう状況であるか。また、多奈川第一発電所跡地の誘致状況はどうか。また、既に蓄電所設備の誘致が決まっておると聞いておりますが、蓄電所設置の進行状況はどうなっているかということと、蓄電所20年平均で9,000万から1億円毎年入ると、固定資産税、設備の償却の固定資産税が毎年1億近く入ると。さらに、前回増収見込むため、さらに用地拡大が余っているのであれば拡大してやってもらったらどうだと、送電設備はまだ170万キロワット分残っておりますし、現在の10万キロワット弱の蓄電装置だけではなしに、さらにどうかということで、人が働く工場を希望しているというふうに聞いておりますが、蓄電所の増設ないし立体化を関電に求めてはどうかと考えております。

立体化は初期工事からやはり基礎部分が大事ですので、そういう将来的な蓄電所増設、立体増設も含めて可能性を関電に打診した方がよろしいのではないかと思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○坂原正勝議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 ご質問にお答えいたします。多奈川第二発電所跡地の企業誘致につきましては、これまでも繰り返しご質問いただいているところでございます。前回答弁させていただいた内容から新たな進捗はございませんが、現在第一発電所跡地内において、事業者進出に必要な道路や下水道などのインフラ整備が行われているところでございます。引き続き関西電力、大阪府と連携して企業誘致活動を進めているところでございますので、進捗がございましたら、速やかに議会に報告させていただきます。

また、蓄電所の増設につきましては、第一発電所跡地の残存用地は、引き続き本町の地域活性化、財政基盤の強化、雇用創出につながる企業誘致に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 町長に重ねて伺いたいんですが、電気事業法が2022年度から改正されまして、発電所変電所と同じように蓄電所というのが位置づけられたと聞いております。太陽光発電が昼間の発電が夕方になると、出力が落ちて停電のおそれがあるというような状況が関東では出てきております。関西電力は、100万キロワット程度の蓄電所を造っていきたいと。紀の川市とか、

今度多奈川のほうで考えておりますけど、全国で100万キロワット考えておると。かつ、この間申し上げましたが、火力発電所跡地ということで、土地の管理の窓口は火力部門ですね、原子力部門、火力部門、水力部門とかいろいろあるんですけども、そこが窓口になってるようですけども、蓄電所というのは蓄電所部長というのがいるんですね。かつ、その担当の副社長もおります。やはり、蓄電所の増設についても、土地の利用よりも上層階につくるとか、そういうふうに進めていったら、一つは可能性が高いんじゃないかなと思うんです。

かつ、リチウム電池とかそういうものは非常に設備投資がかかりますんで、固定資産税が大きいです。今1億円入るのが2億、3億になる可能性もあります。毎年入ってくる金が非常に地方にとっては大きな財政になりますので、そうした蓄電所の建設について、町長のお考えを伺いたいと思います。まず立体化を要請して、将来的に備えていただくという申込みをされてはどうかと思っております。

かつ、蓄電所担当副社長も部長も町のほうから申し立ててほしいと。一旦交渉は消えていますんで、そういう依頼を受けたいというふうな話は聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○坂原正勝議長 田代町長。

○田代町長 谷崎議員のご質問にお答えいたします。

蓄電所の問題については、前回もご説明させてもらったとおり、この話はもう一旦終わったものと私は理解をしております。そして関西電力さんからは、この話についてあるとするなら第一発電所の余剰地について、蓄電所は設備が可能であれば協力してもらいたいという話はありませんでしたが、一旦現時点ではもうこの話は終了している。そのように思っております。

それで多奈川第二発電所については、先ほど担当のほうも説明あったように、雇用の生める、また税収も生める、そういったまちづくりを進めていく上で、関西電力さんの跡地でありますけども、できるだけ協力をお願いしたいということで、現在企業誘致に向けて関西電力さんも一生懸命汗をかいて努力をさせていただいております。

なかなか大手企業、またそれなりの企業さんを呼ぶということは、非常に今厳しい状況にありますので、あえてこちらが無理を言うわけにもいきませんが、岬町の現状を理解していただいて、できるだけ雇用促進、また、税収の増収のために努力をしていただきたいということも過日申し上げました。その中で蓄電所の話は全く出なかったということを申し添えておきます。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 蓄電所の話が出ないというのは、部門が違うのかもしれませんが。工場誘致と地

域対策と。あくまで蓄電所は岬町にとって、固定資産税を生む非常に大きな財源になるということと蓄電所の増設を求めていていただきたいというのが私の意見でございますので、ぜひともまた再度検討いただきたいと思います。

火力の窓口とか工場誘致部門に行っても話は通じないんです。蓄電所についてどうやという話をしないと、町の財政のためにはならないかなと思っておりますので、一つご検討いただければと思います。

次に、何年か前に3回ほど聞いてるんですが、合併浄化槽の補助金の増加について検討するという話がありましたが、この問題はちょっと時間が迫ってますので、一つは公共下水の区域外、公共下水が施設される範囲がありますけれども、それ以外のところで東畑西畑とか、多奈川でも一部のところとか、外れるところを特に重点、あるいはそれ以外でも合併浄化槽の補助金を今、国と府と町で費用の2分の1の上限幾らまでの3分の1ずつを分担してると。ただ、千早赤阪村かどこかの村でしたけども、後の2分の1を町はさらに補填してると、過疎債を使ったりして、そういうこともございますんで、今計画している公共下水の範囲外のところを中心、いつまでたっても公共下水が来ないというところもございますので、この補助制度をさらに充実すべきであると考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

またその合併浄化槽とか地域集中の処理もございましたので、その計画検討の状況はどうかと思います。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、奥田敏幸君。

○奥田下水道事業理事 谷崎議員のご質問にお答えいたします。

合併浄化槽補助金の内訳は、国が3分の1、大阪府が3分の1、岬町が3分の1を負担しています。毎年の予算の助成基数は、5人槽が2基、補助金は1基当たり33万2,000円です。7人槽が3基、補助金は1基当たり41万4,000円です。補助金の予算額は、5基の190万6,000円になります。令和7年度の実績としましては、5人槽が1基、7人槽が1基の合計2基、金額は74万6,000円です。

なお、補助金は、設置する浄化槽設置費用のおおむね2分の1を負担しています。合併浄化槽補助金の増額は、岬町が独自で行う必要があり、財政が厳しい中非常に困難です。

地域集中処理の検討の進展につきましては、令和6年第4回議会定例会で、調査費用の予算化は、公共下水道区域の整備のめどが立った時点で検討し、市街化区域の公共下水道整備を最優先して早く完成したいと答弁しており、同じ回答になりますが、現時点では、市街化区域内の整備

のめどがついておりませんので、市街化区域内の公共下水道整備を最優先して早く完成したいと考えております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 町長に伺います。

以前の回答で公共下水のまず行き届くのが先決だというふうに伺っておりました。ただ、それは公共下水が計画されないところはずっとそのままになっているということで補助金の増額を求めてきたわけですが、やはり難しい状況でしょうか。何とか補助額を増やすとか、もう少し何とかならないかと思うんですがいかがでしょうか。

○坂原正勝議長 田代町長。

○田代町長 お答えさせていただきます。

基本的な内容については、今担当部長が説明したとおりであります。しかし、今おっしゃるように、公共下水が完全に終結するまでの間は、現状の補助率でいきたいという思いはこれ行政として当然予算的なまた財政的な問題もありますので、難しいと思いますけれども、ただ、完全に下水道事業が終わるまでとなると、非常に調整区域については、なかなか浄化槽の設置したくてもお金がかかるということでもありますので、その辺はもう一度十分協議をして幾らかの増額はできないのか検討はしてみたいというふうに思いますので、その点ご理解賜りたいというふうに思います。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 前向きな返答ありがとうございます。

また引き続き質問させていただきまして、本予算の中でとは申しませんが、来期何とかなるようとか、検討の経過をまた伺いたいと思いますのでよろしく願いいたします。

次に、保育の完全無償化、これは令和元年か2年ぐらいからずっと聞いておりますが、0歳から2歳の課税世帯の第1子、0歳から2歳の保育料の無償化は、令和2年からできるところを令和5年から2分の1負担に、2分の1を町のほうで負担いただくようになりまして、ありがとうございます。

ただ、この2分の1、残された個人負担分2分の1は、大体600万から1,000万の間、900万前後かなと考えております。この負担について何とか解消できないか。これがゼロになりますと、給食無償化とかいろいろ国の政策にありますし、保育無償化も検討はされてると思うんですが、完全に無償化が達成できて、子ども個人に対して平等性が確立できると思うんですが、

ご検討状況はいかがでしょう。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 谷崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

前回の令和7年第4回定例会の谷崎議員の一般質問において、保育ニーズの高まりなどから、0歳から2歳児の児童数の増加と保育士不足が大きな課題で、保育料の完全無償化は難しいと答弁させていただいたところでございます。

令和8年度の当初の入所申込み児童数は、3保育所合計で0歳児が13人、1歳児が26人、2歳児が37人の合計76人で、昨年度の当初と比べまして、0歳児はプラス8人、1歳児はマイナス3人、2歳児がプラス3人で合計8人増加しております。本年4月1日からの保育士の人数においては、令和7年度より増加しておらず、年度当初における待機児童は発生しない状況ではございますが、保育士の採用がなければ、年度途中の入所ができない年齢児が出てくると思われます。少しでも待機児童が出ないように、保育士不足の解決策を模索しながら、保育料の完全無償化につきましては、今後も慎重に検討していきたいと考えております。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 保育士の不足とか配置もございませう。900万円固定資産税がどんどん入ってくれば幾らでも解消できるお金ですね。公租公課を取れる施策開発をお願いしたいと思います。

かつ、現在分散されている保育所の保育の在り方も十分検討いただいて、保育士の能力が十分に発揮できるようにご検討をして進めていただければと思います。

完全に無償化をいち早く大阪市でも検討していることですので、ぜひとも十分検討を進めていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

次に遊休地、空き地の管理について、前回は申し上げましたが、特に除草、阪南市の例も制度も紹介させていただきたいんですが、住民等に役所側から紹介しやすい制度、登録業者制度を設ければ、業者偏りなしにこんな制度がありますよということを住民とか他市に住んでおられる所有者の方に示しやすいということで申し上げた制度でございませうが、この登録制度の検討を依頼しましたが、現在の検討状況はどうなっているかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 谷崎議員のご質問にお答ひします。

令和7年12月議会での谷崎議員からご提案いただきました、阪南市の空き家・空き地・草刈り協力事業者等登録制度は、空き家・空き地の所有者等に対して市から草刈り協力事業者等の情報

を提供することにより、所有者等による空き地・空き家の適正な管理を促進することを目的とするものです。本町におきましても、少子高齢化による人口減少が進み、空き家・空き地の増加により、住民の皆様から空き家・空き地の適正な管理を必要とする声が予想される中、空き家・空き地・草刈り協力事業者等登録制度は、空き家・空き地の所有者等の方が円滑に草刈りを実施していただく有効な制度と考えますので、現在検討を進めており、阪南市だけではなく、他の市町を含め、調査・研究を行っているところでございます。

○坂原正勝議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 ありがとうございます。

十分調査していただいて、登録制度をつくることですので、地元業者かつ地元に進出している店舗業者もいろいろ量販店等がございますので、そういうところにも打診して、可能かどうか。また、他市の例では、一応住民に目安を示しております、平米幾らぐらいだという、そういうことも踏まえて除草が毎年毎年同じところで何回も起こってくるようなことができるだけ登録業者制度を進めていただいて、紹介しやすい制度としていただいて、かつ地元企業に限るだけじゃなしに、そういうところも含めて、制度設計を願いたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○坂原正勝議長 谷崎整史君の質問が終わりました。

次に、出口 実君。

○出口 実議員 ただいまご指名をいただきました出口 実でございます。

令和8年3月定例会におきまして一般質問を行います。

質問事項は、コミュニティバスの今後の運行方針と課題についてであります。

コミュニティバスについて少しお話をいたします。コミュニティバスは、自治体が主体となり、路線バスが通らない住宅地や公共施設を結ぶ地域密着型の交通手段でございます。高齢者や学生の移動手段の確保や、交通空白地の解消の目的とし、安全安価な運賃約100円から200円で運行されるマイクロバスが主体であります。多くの地域、自治体で既存バス事業者への委託運行が行われております。我が町では、28人乗りや13人乗りのコンピューターが使用されており、現時点では基本路線が4台、支線が2台の計6台で運行されている状況であります。では、現時点で6台の現況の詳細を紹介をさせていただきます。

皆さんにこの詳細を配布すべきところですが、運行委託業者の企業情報でございますので、口頭で紹介をさせていただきます。ただし、一般質問に当たり、運行業者からちゃんと開示する

許可をいただいております。合計6台のうち1号車がトヨタのマイクロバスでございます。これは基本路線でございます。初年度登録は平成28年3月でございます。もう10年経過しております。走行距離が41万8,948キロメートルでございます。2号車は、同じくトヨタのマイクロバスでございます。これも当然基本路線でございます。平成28年3月に新規登録されております。走行距離が41万7,682キロという形で、1号車、2号車につきましては、ともに路線バス仕様のバスではないので、ドアの開閉回数を見込んでないため、ドアの故障が多いです。特に、ドアのモーターが2台とも2回ずつ交換をしております。ちなみに1回の交換の部品としまして50万円程度の費用がかかってまいります。ということは、もう200万円の経費がかかってきております。

次に、バス会社の11号車でございますけれども、これも基本路線でございますけれども、日野ポンチョのバスでございます。これは皆さんもよくご存じのグリーンの大きなバスで28人乗りでございます。これが令和3年3月に下してございまして、6年経過しております。走行距離が23万5,849キロメートルでございます。もう1台同じく日野のポンチョでございまして、もちろんグリーンでございまして、これは初年度登録は、令和4年の2月、5年が経過してございまして、走行距離が23万7,152キロとなっております。この2台に関しましては、前回質問があったと思っておりますけれども、車体の下部の腐食が問題となっております。これはとっとパークから小島までの間で風の強い日に、潮が道まで上がってきて、バスの底部に巻き上げて、それが主たる原因と思われて、腐食が進んでいるような状態でございます。

次に、6号車は同じくトヨタのハイエースコンピューターでございまして、これは支線でございます。初年度登録は平成28年3月に下してございまして、10年が経過しております。走行距離が36万6,853キロメートルでございます。同じく5号車でございますけれども、これも同じくハイエースのコンピューターでトヨタの車でございまして、初年度登録は、平成28年3月でございます。これも10年が経過しております。走行距離が32万9,969キロメートルという中で、特に、この5号車は、もう実は一度34万646キロメートルのときにエンジンを載せ替えております。約修理費用が100万円かかっております。そういう中で、もうぼちぼちエンジンも駄目になってきているような状態でございます。これは運行会社からの希望で、グリーンの日野ポンチョを1台は購入していただきたいと同時に、ハイエースのコンピューター、トヨタですね、これも1台購入していただきたいという要望がございます。ポンチョにしましては、1台約改造費も含めまして4,000万円の購入費がかかりますと同時に、もう1台のハイエースコンピューター

ターの場合でも、改造費を含めて約2,000万円かかります。

そういう中で、令和8年度のコミュニティーバスの運行事業の予算が7,846万3,000円計上されておりますけれども、そのうちバス2台購入しますと、約6,000万円の費用がかかってまいります。なかなか今の岬町の財政状況では非常に困難であると私も思いますが、やはり一番大事なことは、住民の足であるバスが故障で稼働できないとなったときに、たちまち住民さんに被害がこうむってまいりますので、昨日も辻里総括理事から今のバスの時間帯の再編を考えてるということも説明をいただきましたけれども、バスが故障すれば、それも根本的に無駄になってきますので、何とかそのバスの購入も視野に入れていただいて考えていただきたいなというふうに私も思います。

ただ、先日も田代町長が忙しい中、本当に現場まで足を運んでいただいて、現車を見てもらっております。本当に忙しい中時間を割いていただいて、私も同席させてもらったんですけども、町長も金があればイエスと言いたいんだけど、非常に苦しい状況であろうということも私はよく理解しておりますけどね。そういう形で委託業者からもこういう要望、希望が出ておりますので、少し紹介をさせていただきました。

では、この一般質問に入ります。

コミュニティバスの今後の運行方針と課題についてであります。質問の要旨は、コミュニティバスの運行車両の購入について、危険と思われるバス停の状況や改善策について。3点目がとつとパークから小島間の防波堤設置について。4点目がコミュニティバスの今後の運航方針について。5点目は、今後のコミュニティバス運行について町長にお伺いしたいということでございます。

質問の骨子は、車両が非常に古いので、故障した場合はどうするのかという形と、2点目が、車両購入を考えているのかどうかをお聞きしたい。3点目は、危険と思われるバス停の状況や改善策について伺いたい。特に、中孝子のバス停が府道の道路沿いにございます。そしてもう一点は、オークワ前のバス停、これは特に私も常時役所に来る際に、オークワの停留所の手前に信号がございまして、そこで完全にバスが停車しますと、後ろの車両がどうもこうも動かないような状況になっております。同時に、これが今現在そういう状況でなるほど、買物のお客さんには、住民の方には非常に便利ですけども、これを何とかバス停の移動をしなくては、死亡事故が起こってからであったら非常に遅いと思いますので、その辺も一度聞きたいと思います。4点目は、とつとパークから小島までの間で風の強い日などは、潮が道まで上がってくるとのことだが、防

波堤の設置は考えているのかどうかをお伺いしたい。5点目は、今の運営課題は何と考えているのかお聞きしたい。6点目は、今後のコミュニティバス運行について町長にお伺いしたいということでございます。では、1点目の車両が古いので故障した場合はどういうふうにするのか、どういう形を考えているかを回答願いたいと思います。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 出口議員のご質問にお答えします。

平成28年4月から町が運行主体となってコミュニティバスの運行を開始してから本年3月末で10年が経過します。運行当初は、基本路線用に29人乗りのマイクロバス2台、支線用に14人乗りのワンボックスカー2台、予備車両として10人乗りのワンボックスカー2台の計6台を町が購入し運行してまいりました。

現在は、令和2年度、3年度に新たに33人乗りの小型ノンステップバス2台を購入し、所有車両は8台となっております。

これに加え、車両の急な故障や修繕に対処するため、予備車両として運行委託会社から24人乗りのマイクロバス車両を借り受け、総台数9台で運行しており、急な車両の故障や整備点検の場合には、運行への支障を最低限に抑えるため、車両をローテーションしながら対応しております。今後もバスの運行を継続していくためには、車両の確保が大きな課題であると考えております。

○坂原正勝議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。

やはり前向きで考えておられるということを感じました。では、続きまして、車両の購入は考えているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 出口議員のご質問にお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、マイクロバスおよびワンボックスカー車両の経年劣化に伴う修理が増加していることから、新たな車両入替を考えておりますが、厳しい財政事情であることも承知しております。

新たな33人乗りの小型ノンステップバスの購入につきましては、近日中に新型車が販売されることに伴い、現在運行している車両の生産がなく、在庫車を事前に申し込まなければ、購入金額が明確に出せないため、令和8年度の当初予算計上を見送ったところです。また、乗り継ぎ支

線用のワンボックスカー14人乗りの購入につきましては、今年の1月下旬に新型車が発売されたことから、車両および運行に必要な改造費を含めた見積書の提出をメーカーに依頼しているところでございます。車両の運行不可となる状態を避けるためには、車両の確保が大きな課題と考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○坂原正勝議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。

今の事情もよく分かりました。ただ、冒頭にお話ししましたように、日野ポンチョ、トヨタのコミュニティバス、これも私の情報では、当然辻里総括理事もよく理解をしておりますけども、現車は生産注文のように聞いております。だから、ポンチョを4,000万円改造費も入れまして、コンピューターバスは、2,000万円改造費ともですけども、これをやはり先に見積りを取っていただいて、議会に計上していただかないと、議会の可決もなかったらこの6,000万円と購入も不可能だと思いますので、至急にそういう作業をしていただいて、財政の許す限り何とか実現できるようにお願いしたいなというふうに思います。

続きまして、危険と思われるバス停の状況や改善策についてお聞きしたいと思います。

特に、先ほども話ししましたように、私実は昨年10月頃だったか、紀の川市の議長とお話をさせてもらったところ、議長から実は国土交通省陸運局の方から危険バス停について指導があるんですと。特に紀の川市は、岬町と同じく広範囲であって路線も狭いところが多いということで、何とか至急に危険バス停は移転するよというふうなことを言われてますというふうに議長もおっしゃってました。当然当町も同じく、中孝子、オークワの話をさせてもらったけども、特に中孝子は府道の隣でありましたけども、危険バス停のときにですね、下、中、上の区長さんにも行政のほうで相談されたのかな、区長さんは、やはり事故が起こってからでは遅過ぎるんで、何とかループ橋を越えて新路があるんでそちらへ危険なバス停を移動したらどうやということで、各区長さんも了解してもらったんだけど、ある一人の利用者の方が府道から南海本線の踏切を越えて上のところまで行けないという形で、今現在はまだそのままの状況になっているというところでございますので、先ほども言いましたけども、やはり人命が一番大事でございます。特にその辺よく考えていただいて、移転も考えていただいたらどうかなというふうに思いますので、回答のほどよろしくお願いします。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 出口議員のご質問にお答えします。

和歌山県内の一部の自治体において、運輸局による危険バス停の調査が行われたと聞き及んでおります。

現在、コミュニティバスのバス停は、基本路線30か所、支線29か所の合計59か所ございます。バス停の位置は、平成12年のコミュニティバス運行当初から大きな変更はなく、以前のピアツァ5の送迎バスの停留所、あるいは南海バスの運行時の位置を基本としていると聞き及んでおり、住民の利便性を考慮した位置に設けられております。

バス停には、車両進入帯および停車帯を設けるのが基本ですが、道路状況や運行路線により、歩道や狭隘な道路に設置されているのが現状でございます。

議員ご指摘の箇所につきましては、安全運行を考慮した場合、代替場所への設置が難しいと考えております。また、バス停を移動することにより、バスの乗降が不便になる場合もございますので、ご理解いただきたいと思います。

○坂原正勝議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。

なかなかバス停の移動というのが陸運事務所、泉南市という形の中で、ともに交渉していかなくては難しいかなと思いますけども、やはり先ほども言いましたけど人命が一番大事ですのでね。特に私が考えるのは、オークワ前なんですけども、深日のロータリーから多奈川向いて、オークワ前のバス停に入るんですけども、その手前に信号がございますよね。その信号で渋滞が起ってきます。仮に多奈川から深日のロータリーに向いて走る車と両方で、非常に動けない状態になっておりますので、私の考え方ですけども、オークワ前の深日のロータリーからオークワ前の信号がございますよね、その信号を左のコメリのほうへ入っていただいて、松風庵の事務所を右に曲がっていただいて、そしてまた松風庵の販売所があるところへ出てくれば、もっと交通渋滞が避けられるのではないかなというふうに考えている。ただ、バス停のバスの時間帯も考慮せんといかんと思いますんで、その辺でやったら多分、川幸の今現在酒屋さん、ローソンの手前のほう、その辺にバス停を持ってくれば、別にオークワさんの買物客の利便性は変わらないと思います。

そして、特に今のバス停は雨のとき、そして冬場は非常に寒いし、雨が降ればぬれもします。だから逆にそちらのほうへ持っていけば、オークワ前で、店舗内で待てば十分に風よけ雨よけになってきますんで、その辺も一度考えてみられたらどうですかというような提案をさせていただきます。

では、次に4番目です。とっとパークから小島までの間で、風の強い日などには、潮が道まで

上がってくるとのことですが、防波堤の設置はどう考えているのかどうかを質問したいと思います。

○坂原正勝議長 都市整備部長、小坂雅彦君。

○小坂都市整備部長 出口議員のご質問にお答えいたします。

コミュニティバスは、本町の地域公共交通を支える極めて重要なものであり、その安全な運行環境の整備は、町の課題であると認識しております。

ご指摘のとつとパーク小島から小島集落までの区間は、海岸に近接する府道岬加太港線であり、かねてより、冬場の季節風や台風時における越波の被害が繰り返されている箇所でございます。

現在の状況といたしましては、高波によって海水や海藻が道路に流入し、通行車両が波しぶきを避けようとしてセンターラインを割り込み走行するなど、非常に危険な現状を町としても確認しております。さらに、議員ご指摘のとおり、この区間を走行するコミュニティバスが海水を浴びることにより、車両の腐食が進行している事実は、公共交通の維持管理の観点からも看過できない大きな問題です。越波による道路流入は、単に通行の妨げとなるだけでなく、住民の大切な財産である運行車両の寿命を縮め、安全運行に支障を来たす深刻な課題であると受け止めております。

本町では、これまで、大阪府に対し、波の勢いを減衰させるための消波ブロックの設置などを具体的に要望してまいりました。これに対し、大阪府からは、現行の海岸保全基本計画における防潮堤の高さは確保されているものの、近年の猛烈な台風や海面上昇といった気候変動の影響を考慮し、今年度末に予定されている大阪湾沿岸海岸保全基本計画の変更を踏まえて、当該区間においても必要な対策について検討を行うと伺っております。

今後の対応といたしましては、この計画変更の動きを捉え、当該区間において気候変動を見据えた抜本的な越波対策が早期に講じられるよう、引き続き強く要望してまいります。特に、コミュニティバスの車両腐食や運行上の危険性といった現場の切実な状況を改めて大阪府に伝え、施設の改良や消波対策の必要性を訴えてまいる所存です。

また、当面の対策といたしまして、海水や海藻の流入後の速やかな道路清掃等についても、大阪府と緊密に連携し、住民の皆様が安全に、そして安定してコミュニティバスを利用できる環境を確保できるよう取り組んでまいります。

○坂原正勝議長 出口 実君。

○出口 実議員 小坂部長どうもありがとうございます。

よく理解はできます。ただ、早急に大阪府のほうに要望していただかないと、現在床の部分が腐食しているというのは、日野ポンチョ、これまだ初年度登録してから6年と5年しかたっていないんです。この5年、6年の間で床部が腐食するということは、当然足回りがほとんど潮の影響でこういう状況になったと思いますので、これは別にコミュニティバスの件ではなくて、小島の住民さんの自家用車にも影響してきます。とっとパークに来られるお客さん方、釣り客、その方も大阪府以外からも釣りに来られます。皆さんがそういう被害を受けますので、できましたら何回も小坂部長に無理言いますけど、早急に防波堤の設置をやっていただきたいなというふうに考えますので、よろしく願いを申し上げます。

では、5番目の今後の運営課題はどう考えているのかをお伺いしたいと思います。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 出口議員のご質問にお答えします。

今後も移動手段であるバスの運行を継続していくためには、幾つもの課題を克服し、住民ニーズに適したシステム構築が重要であると考えております。

大きくは、車両の確保と乗り継ぎ支線の路線だと考えております。車両の課題につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、大きな課題だと認識しております。乗り継ぎ支線につきましては、支線間の距離が長いことや、利用者が少数であることなどから、現在の定時定路線を維持するのか。あるいは、他の自治体で導入されている乗合いタクシーや、デマンド交通といった方法もありますが、問題点も多く、中止や見直しを行っている自治体もあることから、乗合いタクシーやデマンド交通にとらわれることなく、ニーズに合った交通手段の検討が大きな課題であると考えております。

その他、運行経費の増加や高齢化による運転手不足、運行便数の増便要望、電車との乗り継ぎ改善など、多くの課題があると認識しております。

○坂原正勝議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。

私、ある委託運送業者からこういう話も聞かせてもらいました。支線でずっと運行はしておるんだけど、月に1回しかある地区で使用されない場所がございまして、本当にもう月に1回で、そこへわざわざ毎日毎日バスを走らせないかと、ということは、当然、今説明のあった中に経費の増加、それで運転士不足ということで、そういうところは、今先ほど辻里総括理事のほうから紹介にあったデマンド体系の方法を考えてもらったらどうかなっていうのが、その車両管理者

も、月に1回の方のために毎日走らないかんという形もあるんで、できましたら、その方から当社のほうに何月何日に、仮にオークワへ買物に行きたいんだという形を連絡いただいたら、そのときだけそこまでバスを走らせますと、そのほうが毎回空気を運ぶんじゃないんで、そのほうが当然バスの傷み、損傷も少ないし、ガソリンも炊かなくてもいいやろうというふうなこともおっしゃられてました。だからそういうことも今後考えていく必要があるんじゃないかなというふうに私も思いました。

だからその辺も含めて、また委託業者と行政とキャッチボールしながら何とか車両の傷みが少なくなるように、経費が少なくなるように考えていったらどうかなと私も思いますんで、これは要望としてまた考えていただきたいと思います。

では、最後に田代町長、先日も忙しい中わざわざ現車まで見ていただいてありがとうございます。そういう中で、業者の希望もございまして、これは当然住民の希望でもあると思いますので、一度、町長の考え方を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○坂原正勝議長 田代町長。

○田代町長 出口議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

公共交通バスについて、いろんな問題点をご指摘を賜って本当にありがとうございます。

過日、出口議員さんとまたうちの職員一緒にバスの現状を見に行かせてもらった。いろいろ委託業者のほうから問題点を提起していただいて、私もそれを持ってかえってきて、今後の運行、バスの状況等を計画的に検討する必要があるなということで、検討してる最中ですけども、まず、高齢化率がもう41%、やはり買物をする方、お医者さんに行く方、いろいろ公共交通バスを使っておられる方が岬町では多いのかな。説明では、少し減少気味であるとかいろいろ問題はあると思いますけども、1日も止めることはできないという思いから、存続をしていきたいという思いは変わりありません。

バスの運行状況とか、バスの老朽化の問題については、私としては車検がきちっと受けてる限り、できるだけ車検を受けながら使っていただきたいと思っております。走行距離については、やはり一般の方の走行と違って、毎日朝から晩まで走ってますので、走行距離はかなりのキロ数になってるかなと思っております。その点はやはり委託業者のほうで、そういった運行管理もそうですけども、車の管理もしっかりやっていただきたい。

特に、小島地区で塩害を受けて、車の底が傷んでるということでありますけれども、私この前現地行ったときに、点検ピットがないっていうように私も感じました。やはり潮が舞えば波しぶ

きが来ると底面がどうしても塩分で傷んでしまう可能性が高いと思います。そこに点検ピットがあれば、底面もきれいに洗っていけるっていうのがあって、その辺は洗車してるというて聞いてますけども、なかなか十分洗車できない部分がどうしても欠陥として出てきてるのかなと思っております。そういったことも含めて、日常の管理体制をもう少しチェックする必要があるのかなと思っております。

バスの購入については、予算は上がってきておりました。しかし非常に財政の厳しい中でありますけれども、できるだけ過疎債、そういったものを活用しながら入れ替えも検討していきたい。しかしその間は、万が一故障するようなことがあった場合は、委託業者のほうで、代替の車を用意してほしいということも現場行ったときにお願いもしております。住民の方にご迷惑のないようにしていただきたいと再度要望してまいりたいと思います。

購入については、いろんな条件があるようですから、それをクリアできたら、財政とも十分話をして、購入の方も検討してまいりたいと、このように思っております。

それから、今後のバスの運行について、停留所の問題とかいろいろありますけども、中孝子については、私も現場を見ております。現場へ行って確認したところ、駐車場をうまく活用させていただいて、そこでバスを迂回すれば安全性が保てると私は確認をして、地権者の方にも了解を得たというふうに聞いておるんですが、その後、どのようになっているのか、確認ができておりませんが、バスの停留所を動かすことによって、体の不自由な方、また高齢者の方が今の場所に置いてほしいというのが強い要望でありましたので、その人の気持ちを考えて、担当としてはなかなか駅の上に持っていくことはできないのかなと思っております。しかし、命が大事かどうかと言われれば、生命のほうが大事ですので、もう一度現場を確認して、移動しなければいけなかったら移動するようにいたします。そういった中でバス停についてまだまだ不自由な場所がたくさんあります。しかし、何とか町が主体となっているコミュニティバスですので、これをしっかりと存続できるよう十分検討しますし、議会の皆さんにもまた利用されるお客様にもご理解を得ながら、できるだけバスの運行を継続していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○坂原正勝議長 出口 実君。

○出口 実議員 町長ありがとうございます。

もう町長の考え方も私は十分承知しております。当然この演壇に立たれて、本当は心はもう新車を買いますと言いたいんだけど、ただ、今の岬町の財政状況、別にコミュニティバスだけでは

なくて、いろんな方面で金銭的に大変な状況だと思いますのでよく理解しておりますけども、特に6月からまた、学生さんもコミュニティバスを使うと淡輪の新興住宅地のほうからもまた学生を乗せるということで、そのときはどうしてもポンチョでないと多分消化できないと思いますので、できたらポンチョを息長く使えるような形で、町長のおっしゃるその委託業者にも、再度そのピットも設置していただいて、何とか車両の底を洗浄していただくということも一番大事なことだと思いますので、その辺も含めて、私もまた車両担当者とお会いしましたら、町長の意向もお伝えさせていただきます。一つよろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○坂原正勝議長 出口 実君の質問が終わりました。

次に、谷地泰平君。

初めに、谷地議員にお伝えするんですが、お昼休憩の時間にかかると思いますので、切りのいいところでお知らせください。よろしく願いいたします。

では、質問をどうぞ。

○谷地泰平議員 議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

私たち議員は住民の代表であり、住民の声を代弁して質問をさせていただいております。そのため、答弁される際には、一人の議員に対して回答するというのではなく、多くの住民に対して回答するという、そういった意識において明確な答弁をよろしく願いいたします。

今回の私の一般質問では、登下校時の熱中症対策としてのバスの活用について。みさき公園への公民館図書館整備について。公共施設の老朽化対策について。この3点について質問をさせていただきます。

まず一つ目の質問です。

一つ目は、登下校時の熱中症対策としてのバスの活用についてです。

地球温暖化の影響により、夏の猛暑は年々厳しさを増しており、近年は災害レベルともいわれています。昨年夏の熱中症救急搬送者数は、10万人を超え過去最多を更新しました。熱中症警戒アラートの発表件数も1,749回と、こちらも過去最多でした。今年だけでなく、これから夏の猛暑はさらに危険度を増していくことが予想されるため、普段の生活の中においても、暑さから命を守る対策が必要となります。

学校においては、子どもたちが安全に学校生活を過ごせるように、先生方は熱中症対策ガイド

ラインに基づき、暑さ指数WBGTや、熱中症警戒アラートの発令状況などを確認しながら毎日様々な熱中症予防対策を講じていただいております。本当に大変だと思えますし、本当にありがたいと感じております。しかし、保護者や先生方の目が届きにくい場面もあります。登下校時です。登下校時には、安全ボランティアの方々が子どもたちの安全を見守ってくれています。本当にありがたいことです。しかし、通学路の全てをカバーできているわけではありませんし、下校時は安全ボランティアの方は多くありません。私も毎朝、安全ボランティアとして子どもたちの見守りをしていますが、夏の猛暑日には朝から顔を真っ赤にして、水筒を飲みながら登校する子どもたちがたくさんいます。中には、暑さでしんどそうな子ども時々います。下校時はもっと暑いんです。保護者の方からは猛暑の中、30分以上かかって家まで歩いて帰ってくるので、家に着いたときには暑さでぐったりしているといった声を聞きます。中には、家に着いたときには、子どもが軽い熱中症になった、そういった声も聞いたことがあります。

私たちが子どものおときは桁違いの厳しい暑さの中を、今の子どもたちは毎日登下校しているんです。そこでお伺いいたします。現在の各学校での登下校時の熱中症対策はどうなっておりますでしょうか。回答をお願いいたします。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えいたします。

各小学校におきましては、登下校時の熱中症対策といたしまして、帽子の着用を指導するとともに、日傘の使用を認めるなど、直射日光を避けるための対策を行っております。また、小まめな水分補給を促すとともに、暑さの厳しい時期にはスポーツドリンクの持参を認めるなど、児童の体調管理に努めております。さらにネッククーラーなどの保冷用品の使用を認るとともに、児童が安全に下校できるよう、学校の実情に応じた取組も行っております。

中学校におきましても体操服での登下校を認めるなど、生徒の身体への負担軽減を図っております。各学校においてそれぞれの実情に応じた対応が行われているところでございます。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

私も夏、毎日安全ボランティアで見ていると、本当に自分たちが子どものおときと違った風景を見ます。ネッククーラーをかけている子ども、そして日傘を差してる子どもやっぱりどんどん増えてます。私も自分の子どもも小学校に通っていますけれども、やっぱり毎日ちゃんと帽子をかぶって行ってっていうふうなことも声かけしていますし、本当に子どもたちに対する熱中症対策っ

ていうところは、先生方もそうですし学校もそうですし、地域の方々、そして保護者の方々、いろんな対策を施している状況だと思います。

今説明いただいたように、各学校において様々な熱中症対策を行っていることが確認することができました。淡輪小学校においては、昨年度から下校時にも冷えたネッククーラーを使えるように、登校した際に、学校にネッククーラーを預けて冷凍庫で冷やしておくといった取組を始めたと聞いております。各学校でもいろんな工夫をされているようですので、しっかりと学校間で密に情報共有を行い、引き続き子どもたちが夏の猛暑の中でも安全に登下校できるように、熱中症対策を行っていただくようお願いいたします。

また、先ほど答弁いただいたとおり、各学校で様々な熱中症対策を行っていただいている状況ですが、それでも子どもたちの登下校時の熱中症を心配する声はなくなることはありません。それほど夏の猛暑は命の危険を感じてしまう、そういったレベルだということです。

また、行政にも子どもたちの登下校時の熱中症を心配する声が届いていると伺っております。

そこでお伺いいたします。住民の方から、子どもの登下校時の熱中症対策についてどんな要望が来ておりますでしょうか。回答をお願いいたします。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

登下校時の熱中症対策につきましては、日頃より児童の見守り活動を行っていただいております安全ボランティアの方々や、学校を通してPTAの方からも、近年の猛暑を踏まえ、登下校のコミュニティバスの使用についてご意見をいただいているところでございます。

また、学校において望海坂地区の児童を対象に実施した通学手段に関するニーズ調査からも、登下校時の暑さ対策や、安全面に対するニーズが高い状況であると認識しております。こうした現場の声を踏まえ、児童の登下校の安全確保は重要な課題であると認識しており、バス関係部局と連携し、通学時の安全確保の在り方について課題の整理を行っているところでございます。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

先ほどの答弁によりますと、毎日子どもたちの登下校を見守ってくれている安全ボランティアの方、そして学校を通してPTAの保護者の方から要望が行政の方にも来ているという、そういったことを確認することができました。

安全ボランティアの方、これは朝または下校時に、毎日子どもたちを見守ってくれております。

そういった安全ボランティアの方が要望されるということは、実際にそれだけ子どもたちが危険な暑さにさらされているのを目の当たりにしているということだと思います。私も安全ボランティアや保護者の方から同様の声を聞いております。担当課には以前からお伝えしておりますが、熱中症対策として、登下校時にコミュニティバスを利用できないかといったものです。登校時は通勤通学でのコミュニティバスの利用者は一杯であるが、下校時はそれほど利用者も多くないため、せめて下校時だけでもコミュニティバスを利用することができないか。こういった相談をさせていただいていると思います。

現在、バス関係部局と連携し、通学時の安全確保の在り方について課題の整理を行っているのですが、先ほどお伝えした、この下校時だけでも現在のコミュニティバスを利用することができないのでしょうか。回答をお願いいたします。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

下校時における熱中症対策につきましては、先ほどもお伝えしておりますとおり、児童の安全確保は重要であると認識しております。その対応の一つとして、コミュニティバスの活用につきましても検討を行いました。現在の運行体制や定員の関係、ほかの利用者への影響を踏まえ、現行の運行の中で通学手段として活用することは様々な課題があるものと認識しております。

また、通学時における安全管理や乗車時のルール指導などにつきましては、学校のみで対応することは困難であり、保護者や地域の皆様の協力も不可欠であると考えております。こうした点を踏まえ、登下校における安全確保の在り方につきましては、スクールバスなどの手法も含め、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁によりますと、運行体制や定員の関係、ほかの利用者の影響など様々な課題がある、そういった答弁がありました。確かにそうだと思います。この全ての課題をクリアするのは難しいかもしれません。しかし、できるところから段階的にでも進めることができるのではないかと考えます。

確かに、先ほどの答弁で望海坂地区の児童生徒に対してニーズ調査を行ったと。その結果は、私も情報を聞いておりますけれども、結構な数の方が利用されたいと、そういった回答が来っていると認識しています。確かに望海坂の地区の児童の多くが、同じ時間にコミュニティバスを利用す

るとなると、おっしゃるとおり定員オーバーになると思います。しかし、実際にはもう学童に通っていく子どもたくさんいますし、下校時間も学年によって異なります。

そこで、例えば、まずは低学年だけを対象として、その後の利用状況を見て、それで追って対象者を拡充していく。そういった段階的な進め方はできないでしょうか。

以前に、下校時間帯のコミュニティバスの利用者数について調査を行いました。基本路線については、最大で10人前後、乗り継ぎ支線は3、4人であり、基本路線であれば定員から差し引くと、15人程度、乗り継ぎ支線であれば10人程度は乗れるのではないかと考えます。そう考えると、低学年であれば、現行の運行の中でも対応できるのではないかと考えます。

全国でも登下校時の熱中症対策として、スクールバスを求める声は増えてきております。兵庫県の加西市や岐阜県の川辺町など、今年度から実際に熱中症対策として、夏季限定でスクールバスを導入する自治体も出てきております。

川辺町は、低学年を対象に空いている公用車をスクールバスとして活用しており、できるところから取組を進めています。今が3月上旬、もう5月ぐらいにはどんな暑くなってきました。あつという間に夏が来て、そして子どもたちが猛暑にさらされながら毎日登下校する日々が始まってしまいます。今年は、去年よりもさらに厳しい夏の暑さかもしれません。何かあってからでは遅いです。

現在いろいろ検討を進めていらっしゃるということですが、子どもたちを守るためにも早急に検討を進めていただくよう強く要望して、この質問については終わりたいと思います。

議長、次の質問はまた午後からということをお願いしたいと思います。

○坂原正勝議長 皆さんにお諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。暫時休憩いたします。

再開は13時00分といたします。

(午前11時55分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○坂原正勝議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を引き続き行います。谷地泰平君。

○谷地泰平議員 それでは、午前中に引き続き一般質問を再開させていただきます。

次に2つ目の質問です。2つ目は、みさき公園への公民館図書館整備についてです。

私は、令和6年12月議会、令和7年6月議会と公民館図書館整備事業について一般質問をさせていただいております。皆さんご存じのとおり、この公民館図書館整備事業は、全く進んでおりません。令和7年6月議会でも、進捗状況と今後の予定について確認をさせていただきましたが、令和6年3月に基本構想が策定されて以降は、令和6年6月に町内検討委員会、令和7年2月に作業部会と役場内での会議が2回開催されただけであり、その後の会議の予定などは未定との回答でした。

6月議会から半年が経過しました。最後の作業部会からは1年以上が経過しました。現時点での公民館図書館整備の検討状況はどうなっておりますでしょうか。回答をお願いいたします。

○坂原正勝議長 教育委員会理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 谷地議員の質問にお答えいたします。

令和6年10月11日に、町内検討委員会で立地の検討を行い、さらなる検討を作業部会で行うよう指示を受け、令和7年2月19日に作業部会を開催し、その後、みさき公園のPFI事業に関わるエリアを除いて検討を進めてまいりましたが、町内検討委員会に報告するのに必要な情報を精査するまでには至っておりません。

検討進めるに当たって、立地の選定が非常に重要と考えておりますので、今年度におきましても、立地を選定し、町内検討委員会で検討する方向で考えていましたが、町内全域での検討ができない中での選定は理解が得られにくいとの判断から、現在は検討を一旦停止している状況でございます。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

先ほど私の発言で、町内検討委員会が令和6年6月と発言させていただきましたが、先ほど理事者のほうから答弁があり、令和6年10月ということで、訂正させていただきます。

また、先ほどの理事者からの答弁によると、現在は検討を一旦停止している状況との回答がありました。昨日の大阪維新の会、岬町議員団の会派代表質問においても、竹原議員が公民館図書館整備事業について質問をされておりましたが、令和8年度の町政運営方針においては、淡輪公民館の老朽化に伴う施設整備については、令和6年度より（仮称）岬町公民館図書館等整備基本計画を作成するための検討を開始しました。令和8年度は、令和7年度に引き続き当計画策定に向けての検討を行い、当該事業がスムーズに進められる条件が整い次第策定に着手し、公民館図

書館等整備検討委員会で協議するとともに、住民の皆様にも意見を伺う機会を設けながら整備に向けて事業を進めますとなっています。

令和7年度に引き続き、当計画策定に向けての検討を行いとなっています。また、令和7年度、今年度の町政方針ではどうだったか。こちらはほとんど一緒です。淡輪公民館老朽化に伴う施設整備については、令和6年度より（仮称）岬町公民館図書館等整備基本計画を策定するための検討を開始いたしました。令和7年度は、引き続き当計画の検討を行い、必要な条件が整い次第策定に着手し、公民館図書館等整備検討委員会で協議するとともに、住民にも意見を伺う機会を設けながら、整備に向けて事業を進めますとなっています。

令和7年度は、基本計画策定に向けての検討を行うこととなっていたはずなんです。6月議会においても立地と規模について町内で十分な検討を行い、町内の検討結果をもって住民をはじめとした外部の方のご意見を慎重に伺う機会を設けたいと考えてございます。このように答弁されているんですね。

現在は検討を一旦停止している状況ということは、この令和7年度、何も検討が進められていなかったということになるのでしょうか。

また、町内全域での検討ができない中での選定は理解が得られにくいとの判断から現在は検討一旦停止状況ですとの答弁でしたが、6月議会では、令和7年2月の作業部会では、立地について検討を行い、町有地に限らず町内全域を対象に検討を行ったとも答弁いただいています。先ほどの答弁では、みさき公園のPFI事業の用地、これは外してという答弁がありましたが、そういった答弁をされていなかったはずなんです。6月議会での答弁と矛盾しているんです。6月議会の答弁だと、その際には特にみさき公園についても候補地として特段外していないが、この町内検討委員会、ここのメンバーからは候補地として上がらなかったと答弁しているんです。これやっぱり矛盾してるんですよさっきの答弁もそうですし、また、一旦停止しているということなんですけれども、どういう条件がそろえば検討を再開するのでしょうか。その条件がそろうためには何が今課題となっていて、その課題をどう解決していくつもりなのでしょうか。こちら全てに具体的かつ明確に答弁をお願いいたします。

○坂原正勝議長 教育委員会理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 谷地議員の質問にお答えいたします。

先ほどのご答弁の中にもちょっと触れさせていただいたんですけれども、令和7年2月19日に作業部会を開催し、その後みさき公園のPFI事業に関わるエリアを除いて検討を進めてまいっ

たと表現させていただいてるんです。ですので、令和7年2月19日に作業部会を開催したこの時点では全域を対象に検討しております。その後、PFI事業のエリアを除いて検討をいわゆる作業部会のまとめに入ろうということで行ったところなんですが、現状としてはちょっと判断が難しいのではないかとということで、一旦止めているという状況でございます。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 2月の町内検討委員会、その後にもさき公園の事業用地は候補地から外して、検討を行う予定だったと。だけど、検討進めるに当たっては、町内全域での検討ができない中での選定は理解を得られにくい。町内全域の検討ができない中っていうのは、もっと明確にどういった状況なのかを回答いただきたいんですけども、それは先ほどの答弁の中で提案のあった、みさき公園の事業用地を候補地に入れることができない、だからこの選定の理解を得られにくいという判断になっているのか。

みさき公園の事業用地を候補地に入れる、入れないっていう、ここが一番のネックになっている。今はそれを入れられない判断をしている。だから、今この検討は一旦停止しているという、そういった理解でよろしいのかどうか。イエスかノーか。明確に回答お願いいたします。

○坂原正勝議長 教育委員会理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 以前からみさき公園関係のご質問とかで、みさき公園エリアに公民館図書館を設置、いわゆる建設できないかというご質問があったかと思います。その中で常日頃言わせていただいておりますのが、みさき公園のPFI事業を見守っていきたいということで申し上げたと思うんです。その辺のところを整理して、初めて全体の検討ができるという認識でございますので、現状では、やはり入ってない状況ではしんどいかなという判断でございます。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

ということは、やはり私も以前からずっとこのみさき公園、これは皆さんご存じのとおり、多くの住民の方が、この公民館図書館整備については、みさき公園を一番望んでいる。だけど、それが今までずっとこの候補地に入っていなかった。そういったところから私は何度も一般質問で質問させていただき、追及をさせていただいたという経緯がございます。

そこにおいて、今回明らかにみさき公園という候補地、これを除くっていうところは、検討していく中でやっぱり難しいと、そういったところを行政の中で判断がされたという答弁だと思います。

確かに昨年度までは、みさき公園のこの事業というところ、これがいろいろ事業者ともいろんな協議とかいろいろ資料が提出されないとか、いろんな課題がある中で、なかなかそこを見守っていかってという、そういった状況であったため、今年度の令和7年度は、まだ検討が進められなかった、そういった状況かなというふうに聞いて認識しました。

そうであれば、逆にこの公民館図書館整備事業を進める条件っていうのは、みさき公園を候補地に入れられなければ、検討が進まないということになるんじゃないかと思うんですけども、それに対する見解はどうなっておりますでしょうか。回答をお願いします。

○坂原正勝議長 教育委員会理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 谷地議員の質問にお答えいたします。

現状ではみさき公園エリアもある程度片付いた状況で判断をしていきたいという状況でございます。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁によると、これまでもほかの議員さんのほうからもいろいろ一般質問とかもありましたし、行政のほうからも先日の全員協議会で報告がありまして、住民さんにも周知がされたことなんですけども、2月1日付けで、みさき公園事業については事業者との契約が解除された。状況は以前から大きく変わってます。それを踏まえて、今担当課の回答からすると、みさき公園も候補地に含めるかどうかの検討を進めるという答弁と受け止めてもよろしいんでしょうか。回答をお願いします。

○坂原正勝議長 教育委員会理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 谷地議員の質問にお答えいたします。

お見込みのとおりでございます。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 今後みさき公園も含めて進めていくという、そういった明確な答弁が担当課からありました。

それは本当に私もずっといろんな場で訴えかけてきましたけれども、あとは、以前はこの公民館図書館整備については、住民さんも交えた検討委員も立ち上がり、その中でもご存じのとおり、みさき公園を望む声は本当に非常に多い。行政職員並びに今、町長もご認識されていると思います。今回明らかに今年度はみさき公園も候補地として検討していくところが今明確に答弁があり、進められていくと非常に望ましいことだと思います。本当にそこについては期待したいと思いま

すし、ぜひとも早急に進めていただきたいと思います。

このみさき公園の公民館図書館整備、私は4年半前にも議員の補欠選挙で、マニフェストに掲げて当選させていただいたときからずっと訴え続けていて、その思いというのは私も何も変わっていません。やはりみさき公園に公民館図書館を整備すべきだと思っています。この岬町がつくろうとしている公民館図書館は、これまでのような生涯学習の場としての公民館であったり、本を借りたり読んだりするための図書館とは全く異なる新しい施設だと思っています。この基本構想に掲げているコンセプト、多世代がつながるみんなの居場所、学び、集い、育み交流する文化的機能を兼ね備えた拠点、これは本当に素晴らしいものだと思います。そしてこれから岬町に必ず必要な施設だと思います。地域を超え、世代を超えた岬町が一つになれるみんなの居場所。自然と人が集まり、新たな人のつながりを生み、コミュニティをつくり広げていく場所。それが実現できる場所は私はみさき公園しかないと考えてます。

住民にとって魅力的な場所は、住民によって魅力を高めていって、みんなにとって居心地がいい場所となり、さらには町外からも多くの人を呼び込むことができるようになると思います。

みさき公園については、今後新たに事業者を公募する予定とのことですが、何もみさき公園よりも、公民館図書館が整備される予定であるみさき公園のほうが事業者としても相乗効果が期待できるため、多くの事業者から、より魅力ある提案がされるのではないかとともに思います。

みさき公園での公民館図書館整備は、魅力あるみさき公園を造るための道しるべでもあり、岬町の未来を切り拓く中核拠点になると思います。

今こそが岬町にとって最大のチャンスだと思います。そしてこのチャンスを生かすために必要なのは、覚悟と決断であると思います。

最後に田代町長にお伺いしたいと思います。

先ほど、担当課からみさき公園も候補地に含めて公民館図書館の整備の検討を進めていくというような答弁がありました。田代町長のお考えを改めてお伺いしたいと思います。答弁をお願いいたします。

○坂原正勝議長 田代町長。

○田代町長 お答えをさせていただきます。

この件については、検討委員会等で十分協議をしていただいておりますし、私がそれに入るとやかく言うものではないと思いますけれども、町のトップとして考えるのは、何もみさき公園だけが公民館図書館の憩いの場、そういった議員がおっしゃっている住民相互の施設と私は思っ

ていません。全体的にいろんな条件をクリアしながら、そしてここだったら、誘致観光もできるし、交通の利便性、また、そういった送迎バス等も含めて住民の方が気軽に使ってもらえる。先ほどのどなたかの質問にもお答えしましたとおり、公民館図書館を考えるに当たっては、今その中で南海電鉄さんが和歌山市駅に図書館を建設された。お隣の阪南市さんにも総合的な図書館もある。果たして岬町にそのような大きな図書館が要るのかどうかということも、最近ちょっと疑問視を私もしてるところなんですけども、やはり図書館を読むということは、将来的に子どもたちが成長するためにも、また、大人の方が社会的なつながりを持つためにも私は必要なものだと思います。しかし、うちは地域が分散しておりますので、各学校に子どもたちのそういった図書の教材というのは備え付けておりますし、その分は問題ないのかなと思っております。今回の質問で議員さんからは、中学校の部屋を一部使って、そこに図書室を整備したらどうやという質問をいただきましたけども、これもいろいろと学校、教育委員会と協議をする問題がたくさんありますので、それを果たしてクリアできるかどうかという問題もありますけれども、そういった中でやっぱり随所随所にそういった、いつでも気軽に本が読めるという状況も、この岬町の地形からしたら必要であるのかなと思ったりします。しかし最終的に、やっぱり一番大事なものは、文化そういったのを継承するに当たって、公民館というのは絶対必要であろう、文化ホールも必要であろうと、このように思っております。それを建設するに当たって、国の補助事業を受けるには、公民館については厳しいものがありますので、そこへ図書館を言えば複合施設としてつけたら何とか補助もそれ相応に受けられるだろうということを考えながら今日まで私は来てるつもりなんですけども、検討委員会というのは、幅広く住民の意見を聞き、関係者の意見をお聞きしながら、一つの組立て作業をされることだと私は思っています。最終的には私が判断しなければなりませんけども、みさき公園については、今までご承知のとおり、PFI事業者さんが契約をしている関係上、何とも言えなかったんですけども、今回はいろんな事情によって契約を解除に至ったという経過を踏まえて、今後さらに新たなみさき公園として、計画していく、現状の形で進めたいと、このように思っています。

そこに公民館図書館が建設できるのか、これはまたPFI事業を次の事業者選定に当たって可能かどうかというのは、今のところ明言できるのは難しいのかなというふうに思っています。しかしそれを視野に入れて検討することはやぶさかでないのかなというふうに思っております。

ですから議員おっしゃるご指摘のとおり、4年ぐらいの月日が立っておりますけども、いろいろ場所の選定とか、先ほど申しましたので、いろんな問題をクリアした上で結論を出していきたい

いと、このように思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 町長答弁ありがとうございます。

確かに、町長がおっしゃるとおり、実際に和歌山市とか阪南市にも図書館ある中で岬町に必要なかどうかの考えも理解はできなくはないんですけども、先ほどおっしゃった基本構想というところで、先ほど町長も公民館図書館を複合するという、そこで補助金の活用範囲が増えるといったところがありますし、公民館を造ろう、図書館を造ろうってそういったことで考えるのではなく、やはり岬町の人たちがみんな集まれるその拠点をつくるといったところが重要だと思うんですね。その中で立地っていうのは一番重要であり、現在、みさき公園が一旦候補地として含めて検討していただけるということは私としても非常に喜ばしいですし、それを望んでらっしゃる多くの住民の方も一歩前に進んだということは非常に喜ばれると思います。あとは、この一歩進んだところをさらにもっともっと前に進めていって、最終的には本当にこの難しい多くの課題をクリアしていきながら、そこで大きい決断をしていくことが必要になってくると思いますけれども、ぜひともいい決断をされて、岬町が前へ進み、岬町の住民、さらにはその周辺の方々、多くの方々が望む、この多世代がつながるみんなの居場所が実現的にもできることを強く期待して、この質問については終わりたいと思います。

最後に3つ目の質問です。

3つ目は、公共施設の老朽化対策についてです。ご存じのとおり、全国的に公共施設の老朽化が大きな問題となっています。岬町においても例外ではなく、皆さんが今いるこの役場庁舎をはじめ、多くの公共施設が建築からかなり年数が経過しており、令和4年9月に策定された岬町公共施設総合管理計画によると、公共施設の延べ床面積ベースで全体の約60%が築30年以上経過している状況です。

また、将来必要となる更新費用等については、現在と同じ延べ床面積で築30年で大体大規模改修、築60年で更新、今大規模改修を実施していない施設は、令和13年までに大規模改修数といった条件で試算した場合、令和4年度から令和43年度までの40年間で合計約442億6,000万円。年平均で11.1億円の費用が必要になるとされています。1年間に11.1億円です。これはとてつもない金額です。そのため、将来の推計人口や利用状況などを基に、公共施設の数量、規模、機能の適正化を図るとともに、既存施設の長寿命化を行い、計画的に大規模改修、更新を進めていく必要があります。

そこでお伺いいたします。現在、具体的に長寿命化計画が作成されている公共施設は何になりますでしょうか。回答お願いいたします。

○坂原正勝議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 ご質問にご答弁させていただきます。

本町で長寿命化計画を策定している公共施設は、学校施設、町営住宅、ゴミ処理施設、保健センターとなります。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

続いて、これらの施設の長寿命化計画は計画どおりに進められている状況でしょうか。回答お願いいたします。

○坂原正勝議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 ご質問にご答弁させていただきます。

長寿命化計画を策定している公共施設の中で、町営住宅は計画どおりに長寿命化に取り組んでおり、ゴミ処理施設と保健センターにつきましては、今後長寿命化計画に基づきつつ、状況の変化に柔軟に対応しながら長寿命化を図ってまいります。学校施設につきましては、長寿命化計画に基づく改修は未実施となっております。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 町営住宅は計画どおりに長寿命化が進められており、ゴミ処理施設と保健センターについてはこれから計画に基づいて長寿命化を図っていく。しかし、学校施設は、計画に基づく改修は未実施との回答でした。総務省は、将来の更新費用等の推計の精緻化や公共施設マネジメントの方向性を提示することができるようになることから、この公共施設総合管理計画に、個別施設計画等を踏まえた見直しを求めています。最初に私が述べた岬町公共施設総合管理計画の将来必要となる更新費用等の試算40年間の年平均11.1億円には、先ほどの長寿命化計画の影響は反映されないと思われかもしれませんが、この長寿命化計画を踏まえた場合、将来の更新費用等の推計はどれくらいになりますでしょうか。回答お願いいたします。

○坂原正勝議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 ご質問にご答弁させていただきます。

岬町公共施設等総合管理計画での公共施設の将来の更新費用等の推計について、既に長寿命化工事を実施している町営住宅は、これまでの決算額や、決算見込額に置き直し、長寿命化工事を

未実施の学校施設、ゴミ処理施設、保健センターにつきましては、各施設の長寿命化計画での事業費を令和8年度以降で反映させたところ、今後40年間で見込まれる大規模改修更新の費用は総額で423億円となり、年平均で10.6億円が見込まれております。

ご質問の岬町公共施設等総合管理計画で推計されている公共施設の将来の更新費用等の年平均11.1億円に比べまして、長寿命化の取組によるライフサイクルコストの縮減で、年平均0.5億円の削減と見込まれております。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁よりも、現在計画されている長寿命化の影響を反映させた場合、総額423億円となり、年平均10.6億円の見込み。削減効果額として年平均0.5億円との回答でした。

年平均10.6億円、現在計画されている長寿命化だけではやっぱりまだまだ多額の費用がかかることが見込まれているという状況かと思えます。

次に、築30年を経過して大規模改修が必要な施設、また築60年経過して更新が必要と思われる施設にはどのようなものがありますでしょうか。回答お願いいたします。

○坂原正勝議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 ご質問にご答弁させていただきます。

本町の公共施設の中で築30年を経過している主な公共施設としましては、昭和39年建築の本庁舎、昭和45年建築の文化センター、昭和45年から昭和52年にかけて建築された深日小学校、昭和47年建築の淡輪公民館、昭和48年建築の青少年センター、昭和51年から昭和53年にかけて建築された淡輪小学校といった公共施設がございます。

次に、公共施設の更新につきましては、一概に建築年数のみで判断することはできませんが、岬町公共施設等総合管理計画で、将来の更新費用等の推計の際に目安としている築60年を経過している主な公共施設としましては、本庁舎、岬の歴史館といった公共施設がございます。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 細かいご答弁ありがとうございます。

深日小学校、こちらは昭和45年から昭和52年にかけて建築。淡輪小学校は昭和51年から昭和53年にかけて建築であり、築50年前後経過している。このような状況から考えると、早急に大規模改修が必要な状況と考えます。しかし、前の質問において、学校施設は長寿命化計画が策定されているけれども、計画どおりの改修ができていないとの回答がありました。

そこでお伺いします。今後のこの小学校の大規模改修についてはどのようにしていくおつもりでしょうか。回答お願いいたします。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町の小学校施設につきましては、ご指摘どおり、深日小学校を初め、建築後相当の年数を経過している施設がございますが、全ての学校施設において耐震改修等を実施しており、必要な耐震性能は確保されております。

また、学校施設の安全性に支障が生じないよう、各学校の劣化状況に応じて、必要な修繕を行っており、深日小学校につきましても、体育館の屋根の全面改修や、体育館床下のシロアリ駆除を実施するなど、適切な維持管理に努めているところでです。

ほかの小学校につきましても、同様に、それぞれの施設の状況に応じた修繕を行いながら、安全で安心して学ぶことができる教育環境の維持に努めております。

本町では学校施設の長寿命化計画を策定しておりますが、現時点におきましては、本計画に基づく改修については実施の段階には至っておりません。

今後につきましては、本町の学校園の存続を前提として学校施設の長寿命化計画に基づき施設の劣化状況や優先順位、財政状況などを総合的に勘案しながら、必要な改修について検討の見直しを行い、計画的な施設整備に努めてまいります。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

耐震化が完了しているとのことですけれども、耐震化が完了しているから施設として安全とは言えないのではないかと思います。

耐震化が完了していたとしても、施設としての耐用年数が延びるわけではないため大規模改修というのは必要だと思われれます。

そこでお伺いします。

耐震化と大規模改修の違い、そして大規模改修の必要性について回答をお願いいたします。

○坂原正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えいたします。

耐震化と大規模改修は、目的や内容が異なるものでございます。

耐震化は、地震に対する行動性の安全性を確保することを目的とするものであり、建物の補強

を行うものでございます。

一方で、大規模改修は、外壁や屋上防水、設備更新などを行い、施設機能の維持向上を図るものでございます。

従いまして、学校施設を継続して使用していくためには、劣化状況に応じた修繕や大規模改修は重要であると認識しております。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 そうなんです、先ほど答弁があったとおり、耐震化をしていったからといって、大規模改修は、やっぱりこの施設を安全に使っていく上で非常に重要なものになります。

現在この学校施設は長寿命化計画どおりには進められていない状況との回答がありましたけれども、やっぱり子どもたちがこれから安全に学校生活を送っていくために、大規模改修は必ず必要になってくると思います。

そのため、大規模改修についてもきちんと検討していただくように強く要望をしておきたいと思えます。

公共施設の将来必要となる更新費用等については、現在計画されている長寿命化の影響を反映させた場合でも、総額423億円になって年平均9.6億円が見込まれていると。

その中でも、特に2030年から2039年の10年間においては、学校施設の改築長寿命化改修が集中し、年平均8.9億円がかかるとされているんですね。

8.9億円、これはもう本当に大きな財政負担になっていきます。

2030年までは、あと4年しかありません。

子どもたちが安全に安心して学校生活を送るためにはこれはやらなければならないことです。

しかし、そこで一番大きな課題となるのが財源の確保です。

そこでお伺いいたします。

本当に大きな費用が必要となるんですけれども、この財源の確保や補助金の活用などについてはどのように考えておられますでしょうか。

回答お願いいたします。

○坂原正勝議長 財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 ご質問にご答弁させていただきます。

公共施設の老朽化対策についての財源としましては、国あるいは大阪府からの補助金を有効に活用してまいりたいと考えております。

例えば、現在、本町で着手している町営住宅の長寿命化事業では、補助率2分の1の国の社会資本整備総合交付金を財源に取り組んでいるところで、ほかにも学校施設の老朽化対策に関しましては、国の学校施設環境改善交付金があり、学校施設の長寿命化改修に対し補助率3分の1の補助金制度があります。

まずは、公共施設の老朽化対策の財源としましては、個別の公共施設を対象とした国あるいは大阪府の補助金の活用を最優先に考えてまいります。

ほかに公共施設の老朽化対策に対する財源としましては、平成29年度に創設された地方債である公共施設等適正管理推進事業債がございます。

この地方債は、地方公共団体における公共施設等の集約化、複合化、老朽化対策等を推進し、適正管理を図るための事業を対象に地方債を発行できるもので、集約化、複合化事業は、充当率が90%、交付税措置率は50%、長寿命化事業は充当率が90%、交付税措置率は、財政力に応じ30%から50%などとなっており、財政支援が非常に手厚い地方債となっております。

また令和7年度では、公共施設の集約化、複合化に伴う施設の除却事業について、新たに対象事業に追加され制度が拡充されました。

今後の公共施設の老朽化対策の財源につきましては、この公共施設等適正管理推進事業債を有効活用してまいりたいと考えておりますが、現時点でこの事業債の事業期間は令和8年度までとなっていることから、令和9年度以降については不透明となっております。

そのため国における動向を注視するとともに、令和9年度以降の公共施設等適正管理推進事業債制度の延長を国に対して要望してまいりたいと考えております。

○坂原正勝議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

財源の確保については、国や大阪府の補助金の活用を最優先にして考えていきたいとの答弁でした。

先ほど答弁にもあったこの公共施設適正管理推進事業債の交付の話がありました。

これは本当に非常に手厚い地方債ですし、私もこの地方債の活用がとても有効であると考えています。しかし、先ほどの答弁にもあったとおり、現時点では事業期間は令和8年度末になっていて、令和9年度以降については不透明な状況です。

今年度も多くの自治体・団体組織から延長や拡充などの要望が出されておりますし、私も所属している南大阪振興促進議員連盟においても国へ要望をしていく予定をしております。

しかし、このたびの地方債もそうですけれども、事業期間が定められていて、国の動向によっては、この事業期間が必ずしも延長されるとは限りません。

岬町においては、庁舎整備において、以前に市町村役場機能緊急保全事業といった非常に手厚い特別な財政措置がありました。平成29年度から令和2年度までという時限措置であったため、事業期間に間に合わず、庁舎整備ができなかったという苦い経験があります。

あれから5年が経過しましたが、庁舎整備については、いまだに見通しが立っていない状況です。

このままでは、庁舎整備の二の舞になる恐れがあると危惧しています。

このまま問題を先送りにしても深刻化するだけです。

今は、公共施設をそのまま維持管理していくことば不可能だと思っています。

そのため、昨日の大阪維新の会、岬町議員の竹原議員による会派代表質問や瀧見議員の一般質問においても同様の提案がありました。

この質問の最初に述べさせていただいたとおり、早急に将来の推計人口や利用状況などを基に、公共施設の数量規模機能の適正化について検討を行い、そして、既存施設の長寿命化大規模改修更新についての具体的な計画の策定を進めるべきと考えます。

ぜひとも進めていきたいと思えます。これは要望になります。

以上で私の一般質問を終わりますありがとうございました。

○坂原正勝議長 谷地泰平君の質問が終わりました。

次の、一般質問で使用する補助資料については、議員及び理事者の皆様にはメールにて配布しておりますので、パソコンまたはタブレット、スマホ等でご参照いただきますようお願いいたします。

また、傍聴の皆様には、配布しています傍聴者用資料をご覧ください。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原晶です。

2月28日、アメリカとイスラエルがイランへの大規模な先制攻撃を開始し、最高指導者ハメネイ師を殺害しました。

明らかな国連憲章、国際法違反であります。

アメリカの中からも世界各国からも批判の声が上がるなか、日本政府は一言も批判せず、むしろアメリカを擁護する立場に立っています。

日本政府が平和憲法9条を持つ国としてアメリカに言うべきことを言い、交渉による解決に立ち戻ることを求めるべきであります。

国政においては、特別国会が開かれ国の来年度予算案が審議されていますが、物価高から暮らしを守ってほしいという国民の願いに背を向ける予算案となっています。

高市首相が悲願とまで言った消費税の減税は含まれず、大幅賃上げへの政治の責任も投げ捨てています。

年金も物価高に遠く及ばず、凍結した高額療養費の負担増を復活させ、OTC類似薬の追加負担の導入や子育て支援と称した医療保険料の上乗せ負担開始など負担増がめじろ押しとなっています。

さらに、アメリカのトランプ政権の要求に応え、軍事費が当初予算で初めて9兆円を超え、来年度からは所得税から軍拡のための税金が徴収されます。

トランプ政権はさらなる軍事費の増額を求めており、さらに軍事費を増やせば今以上に医療や社会保障、教育など、国民生活を守るための予算が削られることとなります。

こうした国の政治の下で、岬町の住民の皆さんも苦しめられることは目に見えています。

住民の命と暮らしを守るために、岬町が防波堤の役割を果たすことを求めて質問を始めます。

初めに、2月1日をもって契約解除に至った新たなみさき公園事業について質問をいたします。まずは、なぜ契約解除に至ったのか、その経過と理由を改めてお聞きいたします。

新たなみさき公園事業については、昨年12月議会において質問し、事業契約した2022年以降の株式会社ArkLEとの協議についてお示しいただき、契約解除権を行使せざるを得ないという厳しい状況にあるという衝撃的な答弁をお聞きしました。

その後、2月1日に契約を解除したことについては、2月5日の全員協議会で一定の説明をいただいたところであります。

全員協議会については会議録を作成していないこともあり、改めてこの場でお聞きするものです。

予め申し上げますが、なぜこうした質問をするのかと言いますと、何が原因で契約解除に至ったのかを明らかにすることが今後のみさき公園の再生のために必要であると考えからであります。

今回の経験を総括し、今後に最大限生かすために欠かせないと考えておりますが、なぜ契約解除に至ったのか、経過と理由を答弁願います。

ただ、午前中の谷崎整史議員の一般質問でお答えになられた事業契約書第49条と第50条に基づいて事業者の債務履行が確認されたという認識であるという程度のことなら、答弁として私は不十分だと思っていますので、もう少し詳細な経過と理由をお聞きしたいなというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、新保太基君。

○新保都市整備部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

本事業の契約解除に至った経過及びその理由について概要をご説明させていただきます。

概要説明に留める理由につきましては、契約解除に伴い、今後、法的手続の可能性もございませぬので、詳細な説明内容や再質問に対する回答内容がこれらに影響を及ぼさない内容とする必要があることをまずはご理解のほどお願いいたします。

それではまず、経過についてご説明させていただきます。

谷崎議員の一般質問でもご答弁申し上げましたが、本事業は令和4年9月に事業契約を締結してから既に3年以上が経過しております。

しかしながら、新たなみさき公園事業に具体的な進展が見られないことから、これ以上契約を継続しても本事業の目的を達成できないことが明らかであると判断した上で、契約解除に至ったものでございます。

これまでの間、本町は株式会社ArkLE（以下事業者という）に対して、本事業契約及び変更後の公園計画に基づき、早期に本事業に着手すること及び事業スケジュールとおりに開園するよう再三にわたり求めてまいりました。

特に、令和7年4月に開催いたしましたトップ会談において、田代町長は、事業者に対し、令和6年1月に事業者からの申請内容とおりに本町が計画変更を承諾した。変更後の公園計画に基づく事業計画及び公園施設設計図書並びに資金調達計画等に係る資料、いわゆる諸課題に係る資料の早期提出と説明を求めるとともに、第1期エリアを令和9年中にオープンさせるとした変更後の事業スケジュールどおりに計画を進めることを強く求めました。

なお、本町が当該資料提出を求め続けた理由は本事業が計画どおり着実に推進しているかを具体的に確認し、議会や住民の皆様にも本事業の進捗状況を説明する責任を果たすために、必要となる本事業実現の根幹となる重要な資料であるからです。

しかしながら、事業者は、本町が求める諸課題に係る資料提出に応じない対応を続けました。

そのため、本町は9月及び10月に事業者に対して資料提出を促す文書を送付いたしました。

さらに、11月11日付文書では、本事業契約に基づく解除権行使に係る予告通知を送付し、本事業の推進に向けての再考を促すための期間を設けるとともに、速やかに諸課題に係る資料の提出及び説明を求めました。

その後、事業者からこの予告通知の回答期限である12月18日に回答がありましたが、その回答内容は本町が求めている諸課題に係る資料の提出はなく、変更後の公園計画内容をさらに第1期エリアの整備計画を縮小したい、こういった見直しを提案するなど、トップ会談で確認した事項とは異なる変更後の公園計画のさらなる再修正などを求める提案を行ってきました。

こうした事業者からの一連の対応内容から、本町は、事業者が考える独自の判断内容により、本事業整備に必要な基本設計業務の着手を遅延させており、その結果、資金調達計画も計画とおり進んでいないと推察される状況にあると判断するに至りました。

このように、事業者は、本町の求めに応じず、事業推進に向けた適切な対応を取る様子が見受けられない状況から、本町は、事業者が変更後の応援計画に基づき本事業を推進させることが難しい状況にあること、また、変更後の事業スケジュールに定める令和9年中に第1期エリアをオープンさせることを合理的に説明できない状況にあることが明らかであると判断の上、これ以上契約を継続しても事業契約の目的を達成することができないと判断し、契約解除に向けた検討を進めるに至りました。

こうした状況を踏まえ、令和8年1月13日付で、事業契約を解除する方針を決定したこと及び1月末日までの期限内で合意解除に向けた協議を行う方針を内容とする文書を事業者に通知いたしました。

これに対し、1月22日付で事業者から契約の解除方針の決定通知書に対する反論書が提出されました。

この反論書は、本町が求める諸課題に係る資料が提出できなかった要因は、公共水路や地域事業会等のインフラ条件が未確定であるためとし、これらに係る協議を前提とした上で、契約解除方針の撤回と協議の継続を求めるものでありました。

この反論書に対し、本町は1月29日付で、公共インフラ整備や公園計画の再見直しに関する協議を進めるための前提条件は、事業者が諸課題に係る資料を提出することであること。

また、公共インフラ整備に係る協議を実施する方針は既に通知済みであるが、この協議を行うために必要な前提条件として、事業者が選定し、本町の承諾を得た設計業務責任者と本町技術職

員が参画する協議会で行うために必要とする本町への承諾手続などを事業者が行わず、また協議に必要な提案資料の提出もないことから、現在に至っているという状況を改めて通知いたしました。

その後も、事業者から具体的な協議の意向が示されることはなく、1月末日としていた期限を経過いたしました。

このように、本町は十分な対応期間を設け、事業者に対して再三にわたり、本事業の推進状況を確認できる資料の提出と説明を求めてまいりましたが、事業者は適切に対応せず、これ以上事業者と本事業契約を継続しても、本事業を計画とおりに行うことができないと判断し、令和8年2月1日付で契約解除し、2月2日付で契約解除決定通知書を送付したものでございます。

なお、事業者を町立みさき公園の指定管理者とする指定につきましても、同日付で取り消しております。

○坂原正勝議長 中原議員。

○中原 晶議員 経過をお聞きいたしました。

それで、もう少し詳しくお聞きしたいんですけども、契約解除に至ったことはやむを得ないだろうというふうに理解はしておりますが、契約解除権の行使に関わって、もう少し具体的にお尋ねをしたいと思います。

本日資料としてご用意しております契約解除権の行使に関わる条文なんですけれども、事業契約書の写しをご配付しております。

それで今の説明を聞くと、第49条と第50条の何条の何項に該当するために契約解除権を行使するという事になったのか。

また第49条と第50条以外の条文においても、履行されていないという判断も行われるかもしれませんが、具体的に事業契約書の何条の何項に該当するというふうに判断しておられるのか、お聞かせいただけたらというふうに思っております。

お願いします。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、新保太基君。

○新保都市整備部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

先ほどご質問のございました事業契約書の該当する条文でございますが、事業契約第49条第10号及び第50条第1項第1号でございます。

○坂原正勝議長 中原議員。

○中原 晶議員 事業契約書のまず第49条第10号というふうにおっしゃいました。

この第10号というのは、傍聴の皆さんも本日、資料をお手元に配付させていただいていると思うのでご覧いただけたらと思いますけれども、1号から9号までがあつて、一つ一ついろいろ理由が書かれているんですけども、どういう状態になったら呷町としては、契約解除しますよということが書かれているんですね。

それで、第10号というのは、前9号、ですから、1から9以外の事業者が本契約等の重大な条項に違反し、客観的にその違反により、本契約の目的を達することができないと町が合理的に判断したときに当てはまるというふうにお考えだということですね。

それから、2枚目の資料の第50条、これに関わっても当てはまるとお考えだということでありました。

第50条は、資料のNo. 2ということでご用意しておりますが、これは施設の完成前の契約の解除ということで、次の場合に当てはまったら契約が解除できる、それから指定管理者に指定しているときは指定を取り消すことができるという条文ですね。

これの第1号とおっしゃいましたか。

その第1号というのは、ここで書いてあるところの第50条から始まる文章と、それから(1)(2)、この部分が契約解除権の行使に当てはまるというふうにお考えだということでありました。

それではまず第49条からお尋ねしたいんですが、私、この契約解除、この事業契約書に関わって第49条と第50条に当てはまるというふうに全員協議会でもお聞きしておりましたので、どこに該当するというふうに考えておられるのかなっていうことを考えてこの事業書を見ていたんですね。

それで例えばですが、第49条の第1項、事業者が本事業を放棄し、30日以上にわたりその状態が継続したとき、これは当てはまる状態ではなかったのかなと。

要は、当てはまるんちゃうのかなというふうに思っ私はこの条文を見ていたんですが、それには当てはまらないというふうに判断されていたということよろしいのでしょうか。

ご認識をお尋ねしたいと思います。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、新保太基君。

○新保都市整備部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

先ほどご質問のごさいました事業契約第49条の第1号の適用の部分でございましてけれども、

私どもといたしましては、この契約解除に当たり、顧問弁護士にも相談し現状を報告した上で、
どういった条文を適用すべきかというところで先ほど申し上げました事業契約第49条第10号
に該当するのではないかと結論になっておりますので、私どもといたしましては、事業者が行
ったその事実等を弁護士等と相談して、どういう条文を適用して契約解除すべきかという観点か
ら進めておりますので、その点ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私は契約書を拝見して、ちなみにこの契約書は情報公開請求に基づいて以前いた
だいていたものなんですけど、何をもって事業を放棄したと判断するかは難しいし、それをまた
30日以上にわたってその状態が継続したと判断をすることも難しいとは思うんですけども、
この第1項にも当てはまるんじゃないのかなというふうに思っていたんですが、どうも今のお答
えからするとそうではないという認識のようですね。

それからもう少しこの条文に基づいてお尋ねするんですが、第49条第2項、これ2項とい
うか2号になるのかな。

(2)、モニタリング計画に定める契約解除事由に該当するとき、これも私はもしかしたら該
当するんじゃないかなろうかというふうに思っていたんですが、モニタリング計画というのが計画書
があって、新たなみさき公園整備運営事業モニタリング計画というのが令和3年1月29日付で
岬町がつくっているものがあるんですね。

その中にいろいろ決まりが書かれていて、事業が予定とおりに進んでいるかどうかを事業者は自
らセルフモニタリングという形で点検しないといけない、それをまた岬町にも提出しないとけ
ないとか。

あと、岬町の側も必要であれば、実地検査みたいなこととして進捗状況を確認したりするとい
う細かい計画があるんですね。

それはもちろんそれを承知の上で応募されてきているわけで、それにも反する部分がもしかし
てあるんじゃないのかというふうに思っていたんですが、ちょっと私は内部のことは全く分かり
ませんのでお尋ねするんですけど、このモニタリング計画のとおりになんか書類は、提出、そも
そもされていたのかどうか、その点をちょっとこの機会にお聞きしたいと思うんですが、いかが
でしょうか。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、新保太基君。

○新保都市整備部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

先ほどモニタリングのお話ございましたけれども、私どもこの事業契約が締結されてからモニタリングを進め、事業者に事業の進捗等の確認を進めてまいりました。

先ほどご答弁を申し上げましたように、本町といたしましては、諸課題に係る資料の提出ということで、事業の進捗状況を確認できる資料を再三にわたって、これまで事業者に対して求め続けたわけですが、諸課題に係る資料の提出はございませんでしたので、本町としては、それが今回の事業契約の解除につながったという点は、ご説明したとおりでございます。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 何というか、お返事が、私が聞いたことに直球ではお答えいただいてないような気がするんですけど。

岬町が諸課題に係る資料というのをこれまで求め続けてきた、それが提出されなかったということで契約解除になったということは、分かっております。

では、その諸課題に係る資料というのは、事業計画公園計画の具体化、それから基本設計に係る設計図書、それから資金調達計画と、この3つのことを指すということはこれまでも繰り返しお聞きしてきました。

それで今私が聞いているのは、それとも無関係とは言いませんけれども、モニタリング計画に定められている書類の提出がこれまでなされていたのかどうかということを知りたいんですけどね。

というのは、先ほどの事業契約書第49条の(2)のところで、モニタリング計画に定める契約解除事由に該当するんじゃないかなと私は思って契約解除の理由をはっきりさせたいということで聞いてるんですけど、具体的にモニタリングに関わってお尋ねをしたいと思うんですけど、計画的モニタリングということで、このモニタリング計画の中では、いろんなタイミングでこういう書類をいつまでに出してくださいということが具体的に書かれているわけなんです。

例えば、統括管理業務計画書というのを出してくださいと、その期限は契約締結後30日以内ということになってるんですよ。

ということは、既に出されているのではないかと私は思うわけなんです。

だけど、それがもし出されていないとしたら、これは事業解約につながっていく恐れがあると考えたものですからお尋ねするんですけど、今言った統括管理業務計画書というものは提出されているのでしょうか、いないのでしょうか、お尋ねいたします。

お願いします。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、新保太基君。

○新保都市整備部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

統括管理業務計画書につきましては、本町の方に提出されております。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 はい、結構です。

そうしましたら、もう少しお尋ねしますけれども、このモニタリング計画に基づいて事業全体スケジュール表というものも提出するようにと。

期限は、契約締結後、速やかにとということになっております。

これについても提出はなされているということによろしいのでしょうか。

○坂原正勝議長 都市整備部統括理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部総括理事（産業観光促進・新たなみさき公園担当） ただいまの中原議員のご質問にお答えします。

事業契約第49条第2号のモニタリング計画に定める契約解除理由に該当するときに該当しているのではというご質問ですが、モニタリング計画とは、要するに、定期的に継続的に監視観察測定記録して、それが行われなかった場合どうするかを取り決めた計画ですが、本格的な事業が始まっていると、この計画の記載事項に基づいて監視観測して、適正に行われているかの判断をしていくというものになっており、私どもも今まで説明してきている中で、当初の公園計画を変更したいと申出があって、令和6年1月に承諾をさせていただいていると、そこで初めて3年ほど遅れるということが出てきたわけです。

それで、3年ほど遅れる公園計画の中で、当初計画でもまだしっかりと確定していなかった資金調達の計画や、まだ提出いただいていない設計図書、事業スケジュールなど、事業計画の根幹となる諸課題に係る資料を早く提出してくださいと求め、その計画の中で3年ほど遅れる第1期エリアのオープンが2027年中にオープンする計画ということですので、ずっと前から資金調達が確定していなかったら事業が進められないんじゃないかということと、並行して、まず、しなければいけない土木設計の業務について協議を進めてたんですけども、それも土木技術責任者を選定して、承諾を得てくださいと、これは事業契約に沿ってそういう手続が必要なんですけども、前段階の手続を求めてたわけです。

そんな中で、だんだんと2027年が近づいてくるものですから大丈夫なんですか、だからきっちり説明に来てくださいと言って、まだモニタリングが始まってないという段階にあると判断しておりまして、町としては、

今現在では第2号に該当するものではなく、第10号の適用になるというような判断をしたものでございます。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私が聞いた事業全体スケジュール表が出されたのかどうかということについてお答えいただけますか。

○坂原正勝議長 都市整備部統括理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部総括理事（産業観光促進・新たなみさき公園担当） 失礼いたしました、答弁漏れがありまして。

質問を受けました事業スケジュール表は、公園計画を承諾したときに提出されたものがあるんですけども、変更計画で3年ずれるということで計画のスケジュールもずれてきてるんじゃないだろうかというような心配もありまして、現状の進捗に合わせた事業スケジュールを出してくださいというふうに求めておりましたけれども、これは提出はされておられません。

○坂原正勝議長 中原 晶議員。

○中原 晶議員 今の答弁、何かちょっとややこしかったんやけど、当初の公園計画についての事業全体スケジュール表は、提出されていたと。

両方とも当初も変更後も事業スケジュール表については提出をされていたということなんですね。

はい、分かりました。

それだけでよかったんですけど、いろいろご説明いただきましてありがとうございます。

それで、モニタリングのことを私が思ってるのと、今、ご答弁の中であった説明とはちょっと違ってまして、私は、整備期間も、要は準備期間中もモニタリング計画というのは含まれるというふうに思ってモニタリング計画の資料を拝見していたんですが、それは私の認識が間違ってるってということですか。

ちょっとそこははっきりさせておいてください。

○坂原正勝議長 都市整備部統括理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部総括理事（産業観光促進・新たなみさき公園担当） ただいまの中原議員のご質問にお答えします。

今現在もモニタリング計画に含まれてるか含まれてないかと申し上げますと、含まれているということになります。

ただ新保理事が答弁させてもらったように、統括管理の報告書は、毎月いただいておりますけれども、事業が進んでおりませんのでそれ以降に関わる書類というのは提出されてきてない状況にあるというふうなことでございます。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 モニタリングが中断せざるを得ない状況になっているということですね。

はい、意味が分かりました。

ありがとうございます。

気づいたら、もう残り時間短くなってて、ちょっと質問も割愛して進めなければならないというふうに思っております。

事業契約書の第49条第10号が一つの理由だというふうにおっしゃいました。

そうであるならば、もう少し具体的にお聞きしたいんですけど、事業者が本契約等の重大な条項に違反しとありますね。

本契約等の重大な条項というのは具体的に何を指すのか、それをお聞きしたいなというふうに思います。

お願いします。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、新保太基君。

○新保都市整備部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

事業契約第49条第10号の部分でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど中原議員がおっしゃっていただいたように、事業者は本契約等の重大な条項に違反しというような内容になっておりますけれども、この本契約の目的というのは、事業者が変更後の公園計画及び事業スケジュールに従って、本事業を推進の上、改善させることにより、新たなみさき公園を本町の活性化と大にぎわいの創造拠点とすることというふうにされております。

従いまして本町は、本事業に係る事業者の取組状況を確認するため、基本計画及び資金調達に係る資料の提出を求めましたが、事業者は当該資料を提出せず、また、この資料を未提出の要因や園内インフラ整備に係る協議の経緯などについて事実を反する主張を行っていることから、今後本契約を継続しても、本契約の目的を達成することが判断したため、本町は本事業契約を解除したものとっております。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ということは、本契約等の重大な条項に違反ということなんだけど、本契約とい

うのは事業契約書なんですけど、等とありますので、この契約書の中に記されている第何条第何項に違反したと、そういうこととは違うということですね。

それはそれでよろしいか。

いや、すごい言うてはることは分かるんです。

3つの書類を求めてきたと、諸課題に係る資料というふうに繰り返しおっしゃっておられますけれど、それを抜きにおっしゃるように事業の目的が達成される形で実現されるとは思えないところはよく分かります。

よく分かるんですが、この本契約等の重大な条項と書かれてますけれど、これはこの契約書の第何条第何項に違反してますと、そういうこととは違うという、そういう理解でよろしいかということですか。

○坂原正勝議長 都市整備部統括理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部総括理事（産業観光促進・新たなみさき公園担当） ただいまの中原議員のご質問にお答えします。

契約書を自分の手元に持ってないもんですから何条何項というのはちょっと言えないですけども、そもそも新保理事が説明してますように、我々としては再三にわたり十分な時間を与えて、相手に説明をしてくださいと、事業の進捗状況と、これまで課題になってる資金調達や設計の問題を説明してくださいと再三にわたり言ってるのにそれに応じていただけなかったということが、契約の相手方との行動として、ふさわしくないということが重大な点だというふうに捉えております。

条項については後でお調べして、何条に当てはまるものだとお伝えさせていただくでよろしいでしょうか。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今回質問するに当たって、改めて事業契約書をつぶさに目を通したつもりなんです。

それで先ほどから、質問させていただいたように、第49条の他の項目、第10号以外の項目にも当てはまるのかなというふうに思ったのでお聞きしておりましたが、そうではないようです。

もし、他に第何条第何項に当てはまる重大な条項違反があるとするならば、お聞かせいただくということでもありますけれども、何かまた手が挙がって関連することですか。

お答えを先にいただきましょうか。

○坂原正勝議長 都市整備部統括理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部総括理事（産業観光促進・新たなみさき公園担当） 何度も手を挙げて申し訳ございません。

今、私が申し上げた部分が第49条第10号の詳細な説明になりまして、それが重大な違反ということに該当するということで、適用条文としては、事業契約の第49条第10号ということになります。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 分かりました。

具体的に事業契約書の中で第何条第何号とかそういう具体的に他に当てはまる違反と認識されるものはないということが理解できました。

それで、先にいかんと時間がなくなりますので、今までの説明を聞いておりますと、ひとえに株式会社ArkLEに責任があるというふうに考えているということは理解できました。

それで、この先の契約解除に伴って必要な手続についてお尋ねしたいと思います。

これは、資料のNo. 2としてお配りしている事業契約書第50条第2項に当たるのかなというふうに思うんですが、今後の必要な手続についてお答えいただこうと思います。

お願いします。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、新保太基君。

○新保都市整備部理事 ただいまの中原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問いただきました契約解除後の必要な手続につきましては、谷崎議員の一般質問でもご答弁を申し上げましたとおり、契約解除をしたことを周知するため令和8年2月5日に開催した全員協議会で議会議員の皆様へ、令和8年2月19日に開催された自治区長連合会の会議では、田代町長自ら役員の皆様にご説明させていただきました。

また、住民の皆様へは、3月1日付の回覧にてお知らせしているところでございます。

そして、今後につきましては、新たな事業者が決定するまでの間は、本町が公園管理者として直接みさき公園の維持管理及び運営を行うこと、こういったことを進めていくような形になると考えております。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 契約解除に伴って必要な手続についてお尋ねしたんですけど、住民の皆さんに対

して周知、そういったことは必要であるということなんですけれど、私が聞いたのは事業者との関係で必要なことについてお答えをいただきましたかったんですよ。

ただ、条文を見ていただいたらお分かりのとおり、原状回復だとか、あと損害賠償だとか、そういうことが必要になってくるということだろうというふうに推測をいたします。

それはまだこの先のことですから、また折を見て議会にも住民の皆さんにもご報告もいただきたいなというふうに思います。

時間がありませんので、詳細は割愛したいと思います。

最後にみさき公園の再生の問題です。

多くの皆さんの期待でもあり、願いでもありますので、そこにどう住民の声を反映させるのかをお答えいただきたいと思います。

できるだけ短く喋ってもらえると助かります。

○坂原正勝議長 都市整備部理事、新保太基君。

○新保都市整備部理事 ただいまの中原議員のご質問にお答えいたします。

今後のみさき公園の再生に住民の声をどう反映させるかというところでございますけれども、本町といたしましては今回の契約解除に至った要因や課題等の整理の上、速やかに新たな事業者の公募手続を進めてまいりたいと考えております。

この手続の検討における中で、これまでの経過を踏まえまして、議会の皆様やタウンミーティング、自治区長連合会をはじめ、住民の皆様からいただいたご意見を新たな事業実施方針や募集要項にでき得る限り反映させる方針の下、これに必要な手続や問題点などを整理の上で新たな事業者の公募に向けて検討していく必要があると考えております。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 様々な機会に住民の皆さんの声をお聞きいただきたいというふうに思いますが、私が1つ思うには、前回の業務要求水準表、取りまとめられておりまして、再募集の際にもう一度発行されているものの中に本事業の基本的な方向性ということで、方向性1、2、3、4とまとめられているんですね。

これは、2020年6月に行われた住民アンケートの結果何かを基にして整理をされたというものなんですよ。

ただ、このときのアンケートの調査では、岬町の住民の方のアンケートの回収といえますか、回答の割合としては全ての住民の皆さんからすると少なかったというふうに私は思ってるんです。

ね。

ですので、やっぱり結果的に前回と同じような方向性になったとしても、よく住民の皆さんの願いを反映するということが大切だというふうに思います。

なので、例えば岬町はいろんな審議会何かを行ってますけれども、そういったものを設置して公募をして、住民の代表も含む形で直接皆さんからお声を聞く機会、新たなみさき公園の計画を立てる要求水準書をまとめるときなんかにご意見をいただくような、そういう審議会をやはりつくる方がいいんじゃないかなというふうに私は思っています。

そして、そこにいかに岬町が主導権を握るのかということが大事だというふうに思っておりますので、ぜひ、今後、住民の皆さんの声をどう反映させるか努力していただきたいと要望しておきたいと思います。

残る時間で、一つ目、介護用品給付についてお尋ねします。

介護用品給付では生活保護世帯や非課税世帯の在宅高齢者、要介護3から5の方に対して、紙オムツなどの介護用品の支給を行っております。

現在の物価高の下で非常に経済的にも大きな支援となっております。

このサービスが再来年に廃止される計画となっているということを知りまして、継続して支援を行うべきではないかと考えて、このたび、質問をいたします。

介護用品給付のサービスをなぜ廃止しようとしているのか、継続ができないのか。

また、現在の利用者数、事業の規模の財政規模、その辺りについてもお答えをいただきたいなと思います。

もう一回でまとめて喋ってもらっていいですか。

○坂原正勝議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

介護用品支給事業につきましては、介護保険制度の地域支援事業における任意事業として実施しておりまして、現在は国及び府からの地域支援事業交付金の対象事業として実施させていただいております。

事業の対象者は、町内に居住し、要介護認定要介護3以上のかた、常時オムツ等を必要とする町民税非課税世帯に属する在宅の高齢者、その家族であり、要介護3の認定者につきましては月額3,200円、要介護4または5認定者には、月額4,000円を上限として介護用品等を現物支給しております。

ところで、この介護用品支給事業は平成19年度から地域支援事業として実施してきましたが、国は平成27年4月より原則、地域支援事業の対象外としたところ、既に実施していた市町村については、例外的な激変緩和措置として地域支援事業交付金の対象となり、平成30年4月以降、介護用品の支給に係る事業の廃止縮小に向けた具体的方策を検討していることなどを要件として、令和9年3月31日まで地域支援事業交付金の対象となっております。

例外的な激変緩和措置については、令和9年3月31日をもって終了するものと思われま

す。本町といたしましては、本事業の廃止や縮小を検討しつつも介護用品支給事業は対象者の方にとって必要な事業であると認識し、今まで継続していったところでございます。

ちなみに令和6年度の支給実績でございますけれども、総額で167万3,700円です。

利用者は要介護3の方が15人、要介護4、5のかたは18人で計33人でございます。

この例外的な激変緩和措置期間終了後の介護用品支給事業につきましては、地域支援事業としての本事業は廃止せざるを得ませんが、介護用品支給事業は、対象の方にとって必要な事業であるという認識には変わりはなく、国の支援事業交付金に代わる財源をどうするかなど他の事業への移行に向けて検討していく予定としております。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 早口で喋ってもらってありがとうございます。

1回で答えをいただきました。よく分かりました。

国がこの事業はやめるんやというふうに言うて国と同じように府も補助金を出しとったけど、それもやめてしまうんやと。町としては廃止せざるを得ないという状況があって、ぜひ、財源確保に努めていただきたいと要望したいと思います。

最後の質問を行います。

高校生の通学費助成について質問します。

岬町においては、様々な子育て支援策を拡充する努力が行われておりますが、高校生への支援を求める声があります。

子どもが遠方の高校へ進学する場合に、通学費が高いために希望する進路を諦めるようなことがないように通学定期券への補助を行ってはどうかと提案するものであります。

いかがでしょうか。

○坂原正勝議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田総務まちづくり戦略室企画政策推進監 中原議員のご質問にお答えします。

進学先が町外となる場合には、通学定期代が家庭負担となり、進路選択の幅に影響し得るものと認識しております。

そのため、高校生世代の支援として、通学費助成を行うことは教育機会の確保や子育て世帯の負担軽減といった観点から一定の意義があるものと受け止めております。

一方で制度化に当たっては、対象者数や負担額の実態、公平性、財政影響、事務運用など整理すべき論点が多いことから、先行自治体の取組事例を参考に、制度の効果や課題、財政影響等を整理し調査研究してまいります。

○坂原正勝議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 調査研究に努めていただきたいと思います。

大阪府内の例で言いますと、豊能町で定期券代の2分の1、上限が年に2万円ということになっておりますが、こういった事業も行われておりますので。

まず、ただ財政負担も一定ありますけれど、18歳以上になるとなかなかいろんな支援が途切れてしまうという状態がありますので、ぜひ、こういったことで高校生の皆さんにも手当を行っていただいて温かみのある岬町を実現していただきたいなというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

○坂原正勝議長 中原 晶君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。暫時休憩いたします。

再開は15時00分といたします。

(午後2時44分 休憩)

(午後 3時00分 再開)

○坂原正勝議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○坂原正勝議長 次に、日程第2、議案第5号、「令和7年度岬町一般会計補正予算（第11次）について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、内山弘幸君。

○内山弘政改革部長 日程第2、議案第5号、「令和7年度岬町一般会計補正予算（第11次）について」ご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、一般職の退職手当、事業費の決算見込みに伴う事業費及び財源の調整、退職手当や人事院勧告等に基づく人件費の増加に伴う泉州南消防組合負担金、国の補助を受けて実施する住民情報システムや戸籍電算化システムの改修などを計上するとともに、これらの事業の繰越明許費の設定、地方債の変更などを中心に編成いたしております。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,186万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億736万6,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお詳細につきましては、9ページから12ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

地方交付税といたしまして、国税収入の増額に伴う再算定により、普通地方交付税1億149万6,000円を計上いたしております。

国庫支出金といたしまして、966万9,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、障害者就労継続支援A型給付金と自立支援医療（更生医療）給付費の決算見込みに伴い、障害者者自立支援給付費負担金400万1,000円と障害者医療負担金136万5,000円をそれぞれ計上するほか、国の補正予算案の採択を受けて戸籍の附票に旧氏の振り仮名を記載するためのシステム改修に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍システム分）と（住基システム分）の合計で234万8,000円を計上いたしております。

府支出金といたしまして、268万3,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、国庫支出金と同様に、障害者就労継続支援A型給付費と自立支援医療（更生医療）給付費の決算見込みに伴い、障害者自立支援給付費負担金200万円と障害者医療費負担金68万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金といたしまして、本補正予算編成に伴う財源調整として、財政調整基金繰入金4,048万円を減額計上いたしております。

諸収入といたしまして、1,039万2,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、パスポート申請件数の減少見込みに伴い、収入印紙売払収入152万1,000円を減額計上するほか、令和6年度大阪府後期高齢者医療費定率負担金の確定に伴う精算として、後期高齢者医療広域連合負担金（医療費定率）返還金1,175万8,000円を計上いたしております。

町債といたしまして、町道宮下連絡線、町道西畑線、（仮称）町道美崎苑連絡線の整備に係る町道整備事業債（過疎対策）190万円を減額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては13ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして、4,836万4,000円を計上しております。

主な内容といたしましては、職員の自己都合退職の申出に伴う一般職退職手当5名分として4,822万5,000円をパスポート申請に必要な収入印紙代として消耗品費152万1,000円を減額計上、戸籍の附票に旧氏の振り仮名を記載するための住民情報システム改修委託料155万6,000円と戸籍電算化システム改修委託料184万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、民生費といたしまして、1,765万2,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、利用件数の増加に伴い障害者就労継続支援A型給付費と自立支援医療（更生医療）給付費の合計1,073万5,000円を計上いたしております。

土木費といたしまして、歳出予算の組替えと財源更正を行っており、歳出補正予算額に増減はありません。

内容といたしましては、各町道整備事業の進捗に伴い、既に交付決定を受けている社会資本整備総合交付金を有効に活用するため、不用となった町道宮下連絡線用地測量業務委託料ほか2項の合計1,914万4,000円を減額計上する一方で、令和8年度で計画していた町道西畑線土地建物鑑定業務委託料ほか4項目の合計1,914万4,000円を前倒しで計上いたしております。

消防費といたしまして、1,584万4,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、消防団員1名の消火栓等の点検作業中の負傷に対する療養補償費と休業補償費の合計15万5,000円を、消防団員1名の自己都合退職の申出に伴う消防団員退職報償金133万3,000円を、人事院勧告に基づく影響や自己都合退職に伴う泉州南消防組合

負担金1, 435万6, 000円を計上いたしております。

次に、4ページをご参照願います。「第2表 繰越明許費」をご覧ください。

事業の進捗により翌年度に繰越しが見込まれる事業といたしまして、大阪府衛星無線（第3世代）等再整備事業費ほか5事業を計上いたしております。

なお、繰越限度額につきましては、ご覧のとおりとなっております。

続いて、5ページをご参照願います。「第3表 地方債補正」をご覧ください。

町道整備事業（過疎対策）に係る起債限度額を変更するものでございます。

なお記載の方法、利率及び償還の方法につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第5号「令和7年度岬町一般会計補正予算（第11次）について」は、会議規則第39条第1項の規定により事業、厚生、総務文教の各委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、事業、厚生、総務文教の各委員会に付託することに決定しました。

日程第3、議案第6号、「令和7年度岬町介護保険特別会計補正予算（第4次）について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第3、議案第6号、「令和7年度岬町介護保険特別会計補正予算（第4次）について」ご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、本年度介護給付費における直近の利用実績に基づく所要見込

額の算定に伴い、必要となる保険給付費及びその財源について予算編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,532万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,563万6,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

歳入予算の概要につきまして、ご説明いたします。

なお、詳細につきましては、7ページから10ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

まず、介護保険料につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして1,212万円を増額計上いたしており、内容といたしましては、介護給付費の増額に伴い計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫負担金につきましては、1,066万4,000円を増額計上いたしており、内容といたしましては、介護給付費の増額に伴う介護給付費負担金の増額を計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫補助金につきましては336万8,000円を増額計上いたしており、内容といたしましては、介護給付費の増額に伴い、調整交付金の増額を計上いたしております。

次に、支払基金交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金から交付される第2号被保険者保険料として1,493万8,000円を増額計上いたしており、内容といたしましては、介護給付費の増額に伴う介護給付費交付金の増額を計上いたしております。

次に、府支出金、府負担金につきましては、731万8,000円を増額計上いたしており、内容といたしましては、介護給付費の増額に伴い、介護給付費負担金の増額を計上いたしております。

次に、繰入金、一般会計繰入金といたしまして、691万7,000円を増額計上いたしており、内容といたしましては、介護給付費の増額に伴い、介護給付費繰入金の増額を計上いたしております。

なお、これらの歳入予算につきましては、歳出予算において計上いたしております保険給付費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し、計上しているものでございます。

続きまして、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては、11ページ以降に記載しておりますので併せてご参照願います。

保険給付費につきましては、介護サービス等諸費4,279万1,000円を増額計上いたしており、内容としましては、居宅介護サービス給付費5,125万2,000円の増額、地域密着型介護サービス給付費1,648万1,000円の減額、施設介護サービス給付費802万円の増額でございます。

次に、介護予防サービス等諸費につきましては、841万6,000円を増額計上いたしており、内容としましては、介護予防サービス給付費733万6,000円の増額、介護予防サービス計画給付費108万円の増額でございます。

次に、高額介護サービス等費につきましては、高額介護サービス費411万8,000円を増額計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第6号「令和7年度岬町介護保険特別会計補正予算(第4次)について」は、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第4、議案第7号「令和8年度岬町一般会計予算について」から、日程第11、議案第14号「令和8年度岬町下水道事業会計予算について」までの8件を一括議題とします。

それでは、「令和8年度当初予算に関する説明」及び日程第4、議案第7号「令和8年度岬町一般会計予算について」から日程第11、議案第14号「令和8年度岬町下水道事業会計予算について」までの8件について説明を求めます。

副町長、中口守可君。

○中口副町長 「令和8年度当初予算に関する説明」及び日程第4、議案第7号「令和8年度岬町一般会計予算について」から日程第11、議案第14号「令和8年度岬町下水道事業会計予算について」までの8件の提案説明をさせていただきます。

初日の町長からの令和8年度町政運営方針を受けまして、私のほうからは令和8年度の本町の当初予算につきまして会計ごとに説明させていただきます。

今般の説明につきましては、昨年度に引き続き、時間短縮に努めてまいりたいと考えておりますので要点を絞って説明させていただきたいと存じます。

ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

予算書とともに配付させていただいております令和8年度大阪府泉南郡岬町当初予算案説明資料に沿って概要を説明させていただきます。

資料の1ページ、左側のⅠ、各会計の予算総額をご覧ください。

初めに、一般会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額といたしましては、86億500万円を計上いたしております。

対前年度比1.8%の減となっております。

次に、1ページ右側のⅡ、一般会計の概要をご覧ください。

歳入歳出予算について、対前年度増減額が大きいものを中心に概要を説明させていただきます。まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

町税といたしまして、個人町民税所得割では、令和7年度の課税状況を踏まえ、増加を見込んでいることなどにより、対前年度、3,159万4,000円増額の18億1,618万5,000円を計上いたしております。

譲与税・交付金といたしまして、令和8年度地方財政対策を踏まえ、対前年度5,162万1,000円増額の6億5,198万6,000円を計上いたしております。

地方交付税といたしましても、令和8年度地方財政対策を踏まえ、対前年度1億370万6,000円増額の27億5,570万6,000円を計上いたしております。

国庫支出金といたしまして、多奈川地区多目的公園災害復旧費国庫負担金の減少などにより、対前年度1億468万6,000円減額の10億5,976万1,000円を計上いたしております。

寄附金といたしまして、岬ゆめ・みらい基金の減少などにより、対前年度7,045万6,000円減額の3億344万4,000円を計上いたしております。

繰入金といたしまして、岬ゆめ・みらい基金繰入金の減少などにより、対前年度9,535万3,000円減額の3億9,814万6,000円を計上いたしております。

諸収入といたしまして、自治体情報システム標準化に伴うデジタル基盤改革支援補助金の減少などにより、対前年度2億2,646万3,000円減額の1億9,386万5,000円を計上いたしております。

地方債といたしまして、徴税町営住宅長寿命化事業債の増加などにより対前年度1億3,090万円増額の4億6,510万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

総務費といたしまして、令和7年度で自治体情報システム標準化に向けての移行作業が完了したことや、おこめ券配布事業を実施したことなどにより、対前年度2億751万5,000円減額の13億5,504万円を計上いたしております。

新規施策といたしまして、国民健康保険料などの公金収納についてデジタル技術を活用した収納環境の整備を行います。

民生費といたしまして、障がい福祉サービス費の増加などにより、対前年度1億4,382万9,000円増額の30億2,794万9,000円を計上いたしております。

新規施策といたしまして、保育施設や保健センターについて、既存照明のLED化を行います。

衛生費といたしまして、深日墓地改修事業費の増加などにより、対前年度1億35万6,000円増額の8億6,242万6,000円を計上いたしております。

新規施策といたしまして、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、家計の負担軽減のため、水道料金基本料金でございますが、6か月間の無償化をいたします。

土木費といたしまして、町営住宅長寿命化事業費の増加などにより、対前年度1億7,028万2,000円増額の10億7,852万9,000円を計上いたしております。

新規施策といたしましては、ひまわりがデザインされたカーブミラーを町内の小・中学校付近に設置いたします。

災害復旧費といたしまして、令和7年度に多奈川地区多目的公園災害復旧事業が完了となったことにより、対前年度から改善となっております。

以上が一般会計予算でございます。

続きまして、特別会計につきまして説明させていただきます。

資料の1ページ左側のI、各会計の予算総額及び16ページ以降のIX、特別会計予算の概要を

ご覧ください。

まず、国民健康保険特別会計予算につきまして説明いたします。

予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ22億2,215万2,000円を計上いたしており、対前年度比1.9%の減となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

国民健康保険料につきましては、一般被保険者国民健康保険料の増加により対前年度4,925万4,000円増額の3億8,523万1,000円を計上いたしております。

府支出金につきましては、普通交付金の減少などにより対前年度8,201万7,000円減額の16億1,267万5,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

保険給付費につきましては、一般被保険者療養給付費の減少などにより対前年度7,444万8,000円減額の15億8,484万8,000円を計上いたしております。

国民健康保険事業費給付金につきましては、一般被保険者医療給付分の増加などにより対前年度2,886万1,000円増額の5億2,893万7,000円を計上いたしております。

以上が国民健康保険特別会計予算でございます。

続いて、後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

予算総額として、歳入歳出それぞれ4億4,565万9,000円を計上いたしております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料の増加などにより、対前年度3,847万9,000円増額の3億4,258万3,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の増加などにより対前年度932万9,000円増額の9,954万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

総務費につきましては、後期高齢者医療システム改修委託料の増加などにより対前年度344万3,000円増額の663万5,000円を計上いたしております。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療保険料納付金の増加などにより対前年度4,780万5,000円増額の4億3,571万2,000円を計上いたしております。

以上が後期高齢者医療特別会計予算でございます。

続きまして、介護保険特別会計予算につきまして説明いたします。

予算総額として歳入歳出それぞれ20億8,481万2,000円を計上いたしており、対前年度比2.1%の増となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

国庫支出金につきましては、現年度分調整交付金の増加などにより、対前年度2,158万6,000円増額の5億3,172万円を計上いたしております。

支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金の増加などにより、対前年度1,073万5,000円増額の5億2,604万7,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

保険給付費につきましては、居宅介護サービス給付費の増加などにより、対前年度3,586万3,000円増額の18億5,655万8,000円を計上いたしております。

地域支援事業費につきましては、一般介護予防事業費の増加により、対前年度762万2,000円増額の1億6,631万5,000円を計上いたしております。

以上が介護保険特別会計予算でございます。

続きまして、淡輪財産区特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として歳入歳出それぞれ553万4,000円を計上いたしており、対前年度21.3%の減となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

繰入金につきましては、淡輪地区財産区基金繰入金の減少などにより、対前年度161万4,000円減額の387万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

財産費につきましては、維持管理費の減少などにより、対前年度149万4,000円減額の465万4,000円を計上いたしております。

以上が淡輪財産区特別会計予算でございます。

続いて、深日財産区特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として、歳入歳出それぞれ6,244万7,000円を計上いたしており、対前年度比5.3%の増となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

繰入金につきましては、深日地区財産区基金繰入金の増加などにより、対前年度309万4,

000円増額の4,131万5,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

諸支出金につきましては、一般会計繰出金の増加などにより、対前年度360万3,000円増額の5,435万8,000円を計上いたしております。

以上が、深日財産区特別会計予算でございます。

続いて、多奈川財産区特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ3,177万1,000円を計上いたしており、対前年度比31.2%の減となっております。

歳入予算の概要を説明させていただきます。

繰入金につきましては、多奈川地区基金繰入金の減少などにより、対前年度1,408万5,000円減額の3,159万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

諸支出金につきましては、一般会計繰出金の増加などにより、対前年度1,453万7,000円減額の2,361万3,000円を計上いたしております。

以上が多奈川財産区特別会計予算でございます。

最後に、企業会計予算の下水道事業会計予算につきましてご説明いたします。

業務の予定量は、汚水整備済人口1万1,327人、年間有収水量91万1,508立方メートル。主な建設改良事業7,808万8,000円となっております。

収益的収支につきましては、収益的収入は、下水道事業収益4億6,480万6,000円を、収益的支出は、下水道事業費を4億8,790万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

資本的収支につきましては、資本的収入を1億8,618万円を、資本的支出3億3,286万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億4,668万1,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上が令和8年度一般会計予算など8会計予算の概要につきまして説明させていただきました。

本件につきましては、後日開催が予定されております。総務文教、厚生、事業の3常任委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算説明書の一部修正があったことを申し訳なく思っています。失礼します。

○坂原正勝議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、日程第4、議案第7号「令和8年度岬町一般会計予算について」から日程第11、議案第14号「令和8年度岬町下水道事業会計予算について」までの8件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業、厚生、総務文教の各委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号から議案第14号については、事業、厚生、総務文教の各委員会に付託することに決定しました。

日程第12、議案第15号「岬町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田総務まちづくり戦略室企画政策推進監 日程第12、議案第15号「岬町過疎地域持続的発展計画の策定について」ご説明申し上げます。

まず提案理由でございます。

岬町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に配付資料についてでございます。

議案として、1、計画案に新旧対照表、3、概要版を配布しております。

説明は主に概要版に沿って行い、計画案及び新旧対照表は、内容確認のための資料として添付しているものでございます。

それでは概要をご説明いたします。A3の資料をご覧ください。

本計画は人口減少に対応し、地域の持続的発展を図るため、施策を総合的計画的に進めるものでございます。

併せて新過疎法に基づく計画として、過疎対策事業債など国の特別措置も活用し、必要な事業を推進してまいります。

今回の変更は、現行計画が令和3年度から令和7年度末で満了することから、令和8年度から令和12年度の年度5年間を対象とする後期計画として、時点修正と内容更新を行い、取りまとめたものでございます。

計画は第5次岬町総合計画及び岬町デジタル田園都市構想総合戦略と整合を図り、施策を12項目に整理しております。

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

次に、右側のページをご覧ください。

主な変更点は2点でございます。1点目は、国勢調査など最新データを反映した基礎データ等の時点修正でございます。

2点目は、移住定住、産業振興、観光交通、生活環境、福祉、教育など各分野で取組内容や指標の現状値、目標年次を更新し、必要事項を追記した施策内容の更新であります。

詳細は、配付の新旧対照表に整理しておりますので、併せてご参照ください。

最後に策定手続でございます。裏面の6、計画策定に係る審議等をご覧ください。

まちづくり総合戦略会議での審議を取りまとめ、大阪府との協議を完了し、パブリックコメントの意見を踏まえて必要な修正を行っております。

以上、岬町過疎地域持続的発展計画の策定についてのご説明を申し上げます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、日程第12、議案第15号「岬町過疎地域持続的発展計画の策定について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

日程第13、議案第16号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 日程第13、議案第16号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、学校医等の報酬の見直しを行うことにより、処遇の改善及び安定的な人材確保を図るため、本条例に所要の改正を行うものであります。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。

議案書裏面の条例案及び新旧対照表をご覧ください。

条例の改正内容といたしましては、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表中、学校医内科、幼稚園を除く幼稚園学校医眼科、学校医耳鼻咽喉科、学校歯科医、幼稚園歯科医を除く及び幼稚園歯科医に関して、出勤回数報酬を出勤回数に8,000円を乗じた額から1万円に改正し、人数割報酬に関して50円に、健診人数を乗じて得た額から100円を乗じて得た額へ改正するとともに、学校薬剤師に関しましては、1人1個当たり年額5万円から7万円へ改正するものです。

施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行としております。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、日程第13、議案第16号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

日程第14、議案第17号「岬町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第14、議案第17号「岬町国民健康保険条例の一部改正について」ご説明いたします。

提案理由といたしましては、子ども子育て支援法等の一部を改正する法律、令和6年法律第47号の施行により、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令が改正されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案につきましてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表対照表をご覧ください。

また今回の主な改正内容につきましては、本議案書と併せて配付しております、

岬町国民健康保険条例の一部改正案の概要の資料についてにより説明させていただきますので併せてご覧ください。

まず、改正の趣旨といたしましては、子ども子育て支援法等の一部改正する法律の施行により、子ども子育て支援金制度が創設され、令和8年度以降、全ての医療保険者は、新たに子ども子育て支援納付金分を被保険者から徴収し、国に納付することが義務づけられました。

このため、令和8年度から新たに子ども子育て支援納付金分の保険料を賦課徴収するため、本町の国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正の概要につきましては、国民健康保険の保険料は、医療費に充てる分として医療分、後期高齢者の医療費に充てる分として後期高齢者支援金分、介護費に充てる分として介護納付金分、この3つの構成でされておりますが、これに加えて、令和8年度から新たに子ども子育て支援納付金分に係る保険料を賦課し、軽減等に係る規定を整備するものでございます。

主な改正内容といたしましては、子ども子育て支援金分の定義として、第12条の2において、医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に加え、子ども子育て支援金分を規定しております。

次に、②子ども子育て支援金分の賦課方法等の定義としまして、子ども子育て支援金分を介護

納付金分と同様、所得割と均等割により算定し、受益と負担の関係から子ども子育て支援金分のみ、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額を全額減額いたします。

また、低所得未就学、産前産後等の軽減についても、他の保険料賦課と同様に適用します。

第16条の13においては賦課総額について、第16条の14においては賦課額について、第16条の15においては所得割の算定について、第16条の16においては保険料率について、第16条の17においては賦課限度額について、第20条の5においては18歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額についてそれぞれ規定しております。

なお、附則においては、施行期日を令和8年4月1日と定めており、改正後の規定については、令和8年度以降の年度分の保険料に続いて適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例による旨の経過措置を定めております。

以上が条例案の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第17号「岬町国民健康保険条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって議案第17号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第15、議案第18号「岬町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第15、議案第18号「岬町介護保険条例の一部改正について」ご説明いたします。

提案理由といたしましては、介護保険法施行令平成10年政令第412号の一部改正により、第1号被保険者の令和8年度介護保険料の算定に関する規定について、所要の措置を講ずる必要があるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは条例案についてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

改正内容といたしまして、令和8年度の介護保険料について介護保険法施行令の一部改正内容を条例に反映させ、保険者の責めに期さない、保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から第1号保険料の算定及び基準の特例を設けるための改正内容となっております。

なお、説明につきましては、議案書と併せて送付させていただいております資料の岬町介護保険条例の一部を改正する条例案の概要について説明させていただきます。

1、趣旨につきましては、先ほどの提案理由の改正内容のご説明と同様でございます。

次に、介護保険法施行令の改正内容についてでございますが、第1号保険料の段階を判定する際の特例を令和8年度分の介護保険料賦課に限り、制定するものとなります。

これは、令和7年度税制改正による意図しなかった保険者の保険料収入不足の影響を遮断するために行うものです。

令和7年度税制改正では、給与所得控除が見直され、令和7年分以降の給与所得控除については、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられ、給与等の収入金額が190万円未満では、控除額が大きくなり、令和6年分と令和7年分の給与等の収入金額が同じ場合でも合計所得金額が下がり、令和7年度分の市町村民税課税者のうち、令和8年度分が非課税となる場合がございます。

介護保険料の保険料段階の判定には、合計所得金額や市町村民税の課税非課税を用いており、給与所得控除の見直しにより、令和6年分と令和7年分の給与等の収入金額が変わらない場合でも、保険料段階が下がる場合があり、保険料収入の不足につながる恐れがございます。

介護保険制度では、保険料段階を区分する所得書基準所得金額は、現在の計画期間中である令和6年度から令和8年度は、変更することができないため、計画策定後の税制改正による意図しなかった影響が生じることとなり、その影響を遮断するために行うものです。

次に、本条例改正の内容でございます。

介護保険法施行令の一部改正の内容を本条例に反映させるため、附則第10条及び第11条を加えるものでございます。

附則第10条では、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例を定めるものであり、令和8年度分の保険料率の算定に用いる令和7年度分の給与所得の合計である合計所得金額について、令和7年度税制改正前の給与所得控除の内容で算定した場合と同じ結果になるよう調整するものでございます。

次に、附則第11条は、令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例を定めるものであり、令和8年度分の市町村民税の非課税者のうち、令和7年度税制改正前の給与所得控除の内容で令和7年分の給与所得の金額である合計所得金額を算定した場合に非課税者の基準に對しない方は、令和8年度分の保険料率の算定に当たっては、令和8年度の市町村民税が課されているとみなすものでございます。

最後に施行期日及び適用については、条例の施行日を令和8年4月1日と定め、令和8年度分の保険料に限り適用するものでございます。

以上が条例案の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会の付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第18号「岬町介護保険条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって議案第18号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第16、議案第19号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

危機管理監、寺田晃久君。

○寺田まちづくり戦略室危機管理監 説明の前に議案書の差し替えがありましたことにつきまして、申し訳ございませんでした。

それでは、日程第16、議案第19号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」ご説明いたします。

提案理由といたしまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和8年4月1日から施行されることに伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養親族に係る補償基礎額の加算額の改正を行うとともに、文言の整理を行うため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

議案書の裏面及び新旧対照表を併せてご参照願います。

第5条第2項第2号中、「救急業務に協力し」の次に「、」を加え、「9,700円」を「10,000円」に改め、同項ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等」を、「若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者」に、漢数字「一人につき」をアラビア数字「1人につき」に、「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

また、附則といたしまして、施行期日につきまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

経過措置につきましては、この条例による改正後の岬町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた岬町消防団員公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。

なお、本件は総務文教常任委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第19号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって議案第19号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれで散会します。

各常任委員の皆さんは、委員会付託分の審査について、よろしくお願いいたします。

次の会議は、3月26日の全員協議会終了後に開きますので、ご参集ください。

本日はどうもご苦勞さまでした。

(午後 4時07分 散会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和8年3月5日

岬町議会

議 長 坂 原 正 勝

議 員 出 口 実

議 員 瀧 見 明 彦